

令和3年度

# 経営所得安定 対策等の概要

～ 農業者の皆様へ～



## はじめに

経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、令和元年からは、全ての農産物を対象に収入減少を広く補償する収入保険制度も実施しています。

さらに、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

米・麦・大豆等を生産する農業者の皆様が、本パンフレットにより、これらの対策への理解を深めて下さることを期待します。また、本パンフレットの対策を活用し、需要に応じた生産・販売に積極的に取り組んでいただき、農業経営の安定を図って下さるよう、よろしく願いします。

# 目 次

<b>I</b>	<b>経営所得安定対策等の概要</b>	<b>4</b>
1	ゲタ・ナラシ対策の交付対象者	6
2	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	8
3	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	1 1
4	水田活用の直接支払交付金	1 5
5	新市場開拓に向けた水田リノベーション事業	2 0
6	麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト	2 1
7	加工用米及び新規需要米の取組計画の申請	2 2
8	経営所得安定対策等の実施体制	2 6
9	対策の加入申請・交付手続き	2 7
10	交付金の交付スケジュール	3 2
11	本対策に加入する農業者の皆様へ	3 3
12	農業経営基盤強化準備金制度	3 5
<b>II</b>	<b>収入保険・農業共済等の概要</b>	<b>3 6</b>
1	収入保険	3 6
2	農業共済	3 9
3	自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP	4 0
<b>III</b>	<b>需要に応じた生産・販売</b>	<b>4 1</b>
<b>IV</b>	<b>申請手続きの電子化</b>	<b>4 6</b>
	<b>問い合わせ先一覧（地方農政局等）</b>	<b>4 8</b>

# I

## 経営所得安定対策等の概要

### 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【水田・畑地共通】

（所要額：1,986億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

※ 交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

#### 数量払

生産量と品質に応じて交付

【令和2年産～4年産の平均交付単価】※ 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦	6,710 円/60kg	はだか麦	9,560 円/60kg	でん粉原料用ばれいしょ	13,560 円/ t
二条大麦	6,780 円/50kg	大豆	9,930 円/60kg	そば	13,170 円/45kg
六条大麦	5,660 円/50kg	てん菜	6,840 円/ t	なたね	8,000 円/60kg

注1: てん菜の基準糖度は、16.6度

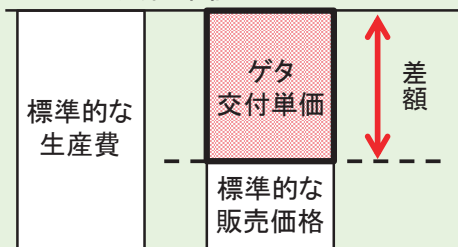
注2: でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.7%

#### 面積払

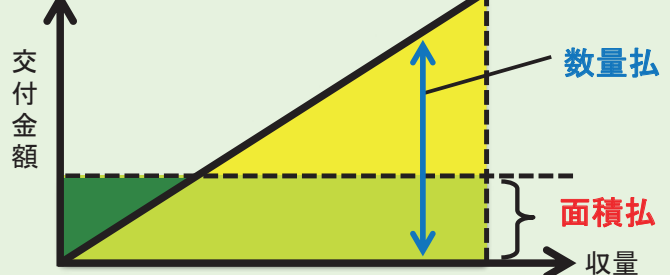
当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

20,000円/10a（そばは、13,000円/10a）

＜交付単価のイメージ＞



＜数量払と面積払との関係＞



### 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：655億円）

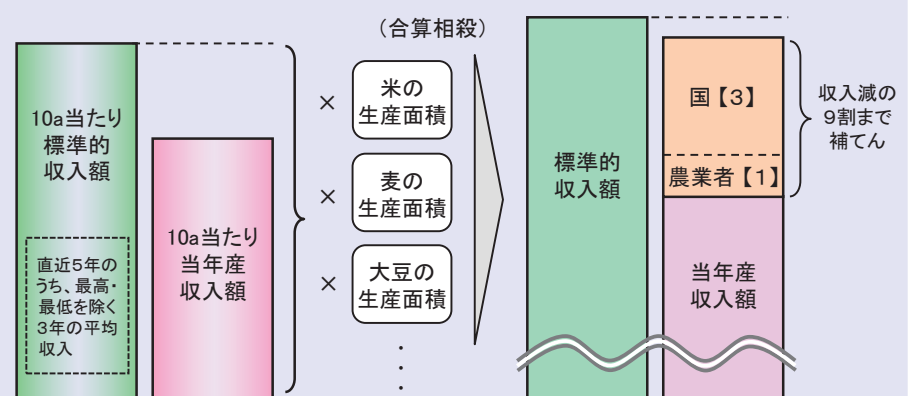
【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

※ 交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

〔 都道府県等地域単位 〕

〔 農業者単位で算定 〕

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん。  
（農業者と国が1対3の割合で拠出）  
積立金は掛け捨てではありません。





# 水田活用の直接支払交付金

## 戦略作物助成※1

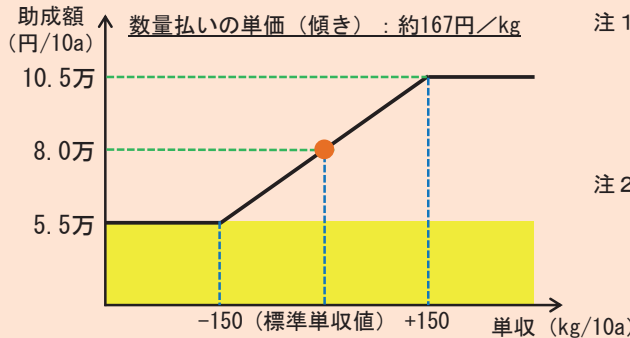
(令和3年度予算概算決定額:3,050億円)

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※2	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a※3

※1 基幹作のみ対象 ※2 飼料用とうもろこしを含む

※3 過去実績から標準単収以上の収量が確実だったと認められる者には、自然災害等の場合でも、特例措置として標準単価（8万円/10a）で支援

### <飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係（イメージ）>



注1：数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法※4により助成対象数量が確認できることを条件とします。

※4 ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票などによる確認

注2：標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

### <標準単収値の作柄調整の考え方>

$$\text{標準単収値} = \text{地域の合理的な単収} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10a当たり平年収量}}$$

(小数点以下切り上げ)

## 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、二毛作や耕畜連携を含め、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。

## 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① 高収益作物定着促進支援（20,000（30,000※5）円/10a×5年間）（②とセット）
- ② 高収益作物畑地化支援（175,000円/10a※6）※5 加工・業務用野菜等の場合
- ③ 子実用とうもろこし支援（10,000円/10a）※6 R5年度までの時限措置とし、その他の転換作物に係る畑地化も同様の単価で支援

## 都道府県連携型助成

都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援します。

注3：水田活用の直接支払交付金については、交付対象水田における対象作物の作付が対象です。

## 経営所得安定対策等推進事業等

(令和3年度予算概算決定額:84億円)

システム運営など経営所得安定対策等の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。

また、都道府県（農業再生協議会）への助成に当たっては、主食用米以外の作物への転換の動きにも配慮します。

# 1

# ゲタ・ナラシ対策の交付対象者

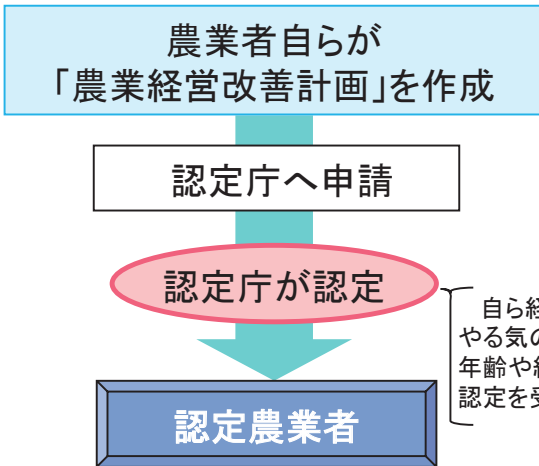
ゲタ・ナラシ対策の交付対象者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者であり、規模要件はありません。また、交付対象となる集落営農の要件も2要件（7ページを参照）ですので、担い手の方が幅広く参加できます。

まだ加入されていない方は、令和3年産に向けて認定農業者等になって、対策に加入することをご検討ください。

## (1) 認定農業者になるには

認定農業者になりたい方は、自らが行う農業経営の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、認定庁※に申請します。認定庁は、その計画の内容が、営農範囲（農用地又は農業生産施設が所在する区域）の市町村の設定した目標とすべき水準（基本構想）に照らして適切なものであるか等を審査し、認定します。

### ～認定までの流れ～



※ 認定庁

市町村	県	国
営農範囲が単一市町村の区域内のケース	営農範囲が市町村をまたがるケース	営農範囲が県をまたがるケース

自ら経営改善に取り組むやる気のある方であれば、年齢や経営規模を問わず、認定を受けることができます。

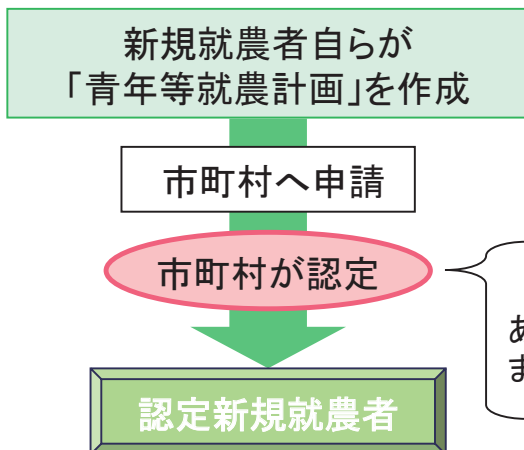


「農業経営改善計画」の書き方、経営内容の分析などは、市町村、農協、普及指導センター等がサポートしてくれるんだ！

## (2) 認定新規就農者になるには

新たに農業経営を営もうとする青年等の方は、経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村に申請します。市町村は、その計画の内容が、市町村の設定した目標とすべき水準（基本構想）に照らして適切なものであるか、審査し、認定します。

### ～認定までの流れ～



「青年等就農計画」の書き方、経営内容の分析などは、市町村、普及指導センター、青年農業者等育成センター、農協等がサポートしてくれるんだ！

既に農業経営を開始している方でも、経営開始5年以内であれば、青年等就農計画を作成し、認定を受けることができます。

### (3) こんな集落営農が対象になります

集落営農のゲタ・ナラシ対策の要件については、以下の2要件（「組織の規約の作成」、「対象作物の共同販売経理の実施」）です。

また、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、各市町村が確実に行われると判断するものとします。

#### 組織の規約の作成

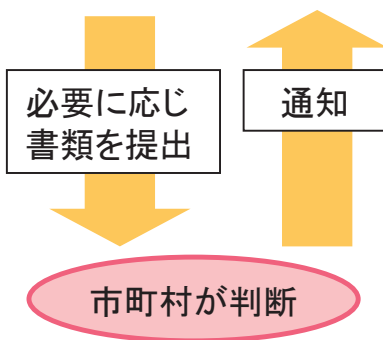
代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。

#### 対象作物の共同販売経理の実施

①集落営農の口座を設けて、②対象品目について組織名義で出荷し、③その販売代金等を組織の口座で受け取り、費用控除後に生じた利益を販売や出荷をしたすべての構成員に対して配分します。

### 法人化や農地利用の集積について市町村判断を受けるための流れ

集落営農(特定農業団体を除く。)は、ゲタ・ナラシ対策への加入申請前に市町村へ申し出る。



都道府県レベルに農業経営相談所が整備されているので、集落営農の経営改善や多角化、組織合併などの取組に際し、経営診断を受けたり、専門家に助言を求めたりするのに活用しよう！  
農業経営相談所を活用して集落営農の法人化に取り組む場合は、その経費支援が受けられるよ！

※ 市町村は、市町村の判断の通知を行った後に、ゲタ・ナラシ対策への加入を希望する集落営農の一覧を作成し、地方農政局等に提出します。

ゲタ・ナラシ対策の**加入申請期限は6月30日**までとなりますので、加入を希望される方は、それまでに交付対象者になっていただくようお願いします。なお、申請手続きについては、27~31ページを参照してください。

また、交付金の交付を受けるまでに農業経営改善計画等が満了する場合、交付金が交付されないことがありますので、再認定の手続きをお願いします。

## 2

## 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

(所要額：1,986億円)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

## 【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

## (1) 数量払 【交付単価は令和2年産～4年産に適用】

## ① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

注1：播種前に農協等との出荷契約や、実需者との販売契約を締結することが基本となります。

注2：麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象なりません。

注3：てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

注4：麦、大豆、そばについては、農産物検査又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認をし、一定以上の格付けがなされたものが対象です。

## ② 交付単価

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

## 小麦

(円/60kg)

品質区分（等級）	1等又は1等相当				2等又は2等相当			
	A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種	8,810円	8,310円	8,160円	8,100円	7,650円	7,150円	7,000円	6,940円
上記以外	6,510円	6,010円	5,860円	5,800円	5,350円	4,850円	4,700円	4,640円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

## 大麦・はだか麦

(円/単位数量)

品質区分（等級）	1等又は1等相当				2等又は2等相当			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	6,840円	6,420円	6,300円	6,250円	5,980円	5,560円	5,430円	5,380円
六条大麦 (50kg当たり)	5,970円	5,550円	5,420円	5,370円	4,940円	4,520円	4,400円	4,350円
はだか麦 (60kg当たり)	9,980円	9,480円	9,330円	9,240円	8,410円	7,910円	7,760円	7,680円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分



## 大豆

(円/60kg)

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1等又は 1等相当	2等又は 2等相当	3等又は 3等相当
普通大豆	10,830円	10,140円	9,460円

品質区分 (等級)	合格又は 合格相当
特定加工用 大豆	8,780円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

## てん菜

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (+0.1度ごと)	16.6度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	+62円	6,840円	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

## でん粉原料用ばれいしょ

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (+0.1%ごと)	19.7%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	+64円	13,560円	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

## そば

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等又は 1等相当	2等又は 2等相当
そば	13,800円	11,690円

等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

## なたね

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ きらきら銀河 キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
なたね	8,020円	7,280円

## (参考) 平均交付単価

対象作物	平均交付単価
小麦	6,710円/60kg
二条大麦	6,780円/50kg
六条大麦	5,660円/50kg

対象作物	平均交付単価
はだか麦	9,560円/60kg
大豆	9,930円/60kg
てん菜	6,840円/t

対象作物	平均交付単価
でん粉原料用 ばれいしょ	13,560円/t
そば	13,170円/45kg
なたね	8,000円/60kg

## 【算定式】

### 10a当たり生産費

(直近3年平均)

平均交付単価

=

単収

(直近7年中最高・最低を除く5年の平均)

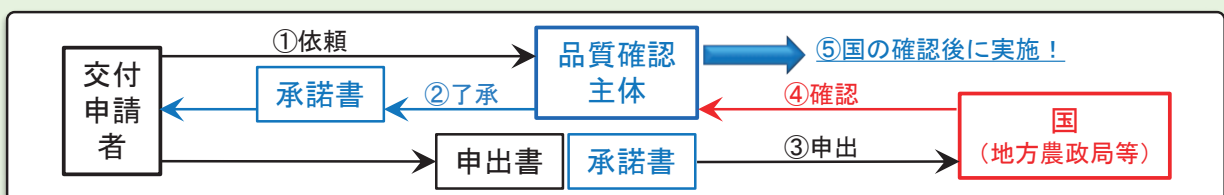
販売価格

(直近5年中最高・最低を除く3年の平均)

※ 面積払を受けた場合、数量払の交付の際に、面積払の交付額が控除されます。

※ 交付単価は、消費税率の改定(8%→10%)に伴い、免税事業者等において生じる生産コストの増加分を加算した額を全ての交付対象者に適用しているもので、消費税の課税事業者に対する交付金交付のあり方については検討していきます。

- ◎ 令和3年産から農産物検査によらない品質区分の確認を実施した場合も、交付対象とすることができます。



※ 交付申請者は、交付申請書に申出書・承諾書を添付の上、最寄りの地域農業再生協議会又は地方農政局等へ、原則として生産年の6月30日までに提出してください。

※ 品質確認主体とは、登録検査機関が農産物検査を実施する際に必要となる器具機材を所有し、品質区分の確認(農産物検査の格付けと同等)を適正に行う能力を有することを国が確認した組織・個人等をいう。

## (2) 面積払（営農継続支払）

### ① 交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の作付面積

### ② 交付単価

営農を継続するために必要最低限の経費が賄える水準

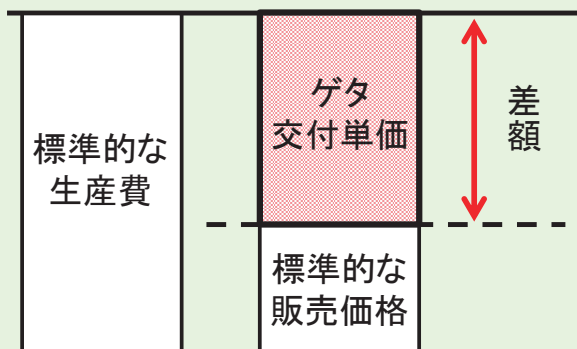
20,000円 / 10a（そばは、13,000円 / 10a）

※ 面積払は、自然災害により当年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあっても、交付されます。

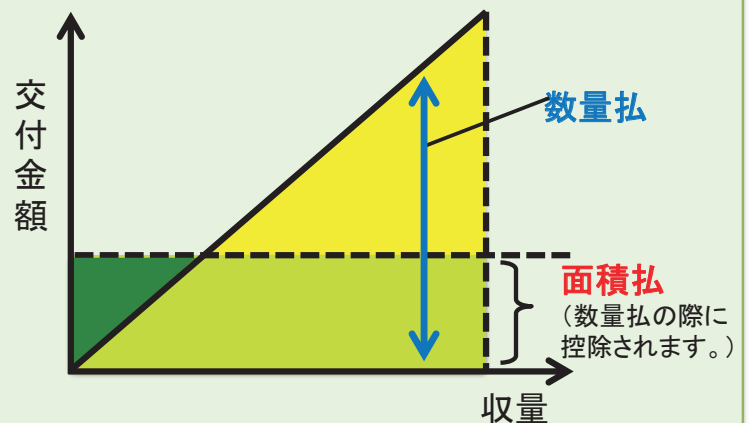
### ③ 交付対象者

対象作物の当年産の作付が確認でき、数量払の交付申請を行う農業者

### 交付単価のイメージ



### 数量払と面積払との関係



- 面積払については、単収<sup>(※)</sup>が市町村等別の基準単収の2分の1未満の場合、低単収となった理由書とその証拠書類の提出があり、自然災害等の合理的な理由があることの確認ができない限り、返還または不交付となりますのでご注意ください。
- 申請されている面積払について、交付後に返還となる可能性が高いと判断される場合、生産量の確定後、低単収となった理由書等を確認の上、面積払の交付を判断します。

※ 単収は、数量払の交付対象数量を面積払の交付対象面積等で除して算出します。

# 3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：655億円）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

## 【交付対象者】

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）

交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

## 【対象農産物】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※1 麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

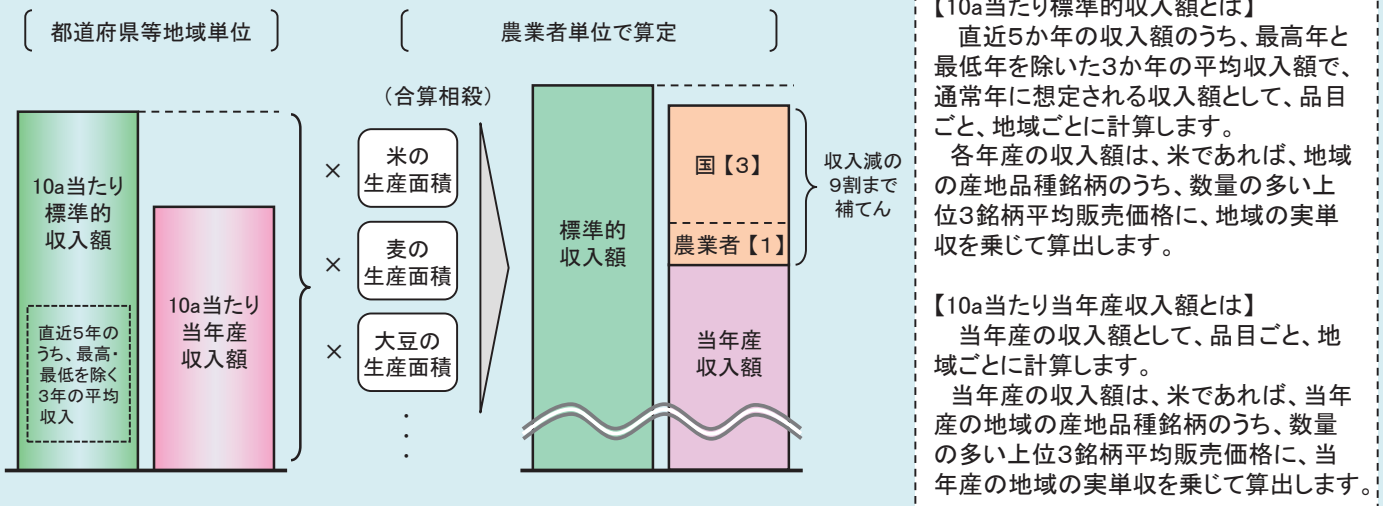
※2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

## （1）ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません。



## 収入保険・農業共済との関係

### ＜収入保険＞

→自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償

※青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です

### ＜農業共済＞

→自然災害等による収穫量の減少を補償

又は

+

### ＜ナラシ対策＞

→価格が下落した際などに、収入の減少を補てん

- ・ 収入保険と、農業共済・ナラシ対策などの類似制度は、いずれかを選択して加入することができます（重複加入はできません。）。
- ・ ナラシ対策の補てん金は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるので、ナラシ対策に加入する場合は農業共済とのセット加入をお勧めします。

※ 収入保険についての詳細は、36～38ページを参照してください。

## (2) 令和3年産ナラシ対策の加入から補てん金支払までの流れ

### ① 加入申請（積立て申出）【令和3年4月1日～6月30日】

- 農業者は、交付申請書(様式第1号)の裏面(29ページ参照)に、令和3年産の米、麦、大豆等の生産予定面積等を記入し、地域農業再生協議会又は地方農政局等に提出してください。

### ② 積立金の納付【令和3年5月下旬～7月31日】

- 積立額は、国が①の生産予定面積等に基づいて農業者ごとに算定し、通知します。
- 農業者は、国からの通知に基づき、標準的収入額から10%の収入減少に対応する積立額(10%コース)又は20%の収入減少に対応する積立額(20%コース)のいずれかを選んで積立金を納付※してください。

※ 20%コースを選択した場合で前年産からの繰越しがある場合は、その繰越分を差し引いた額を納付します。

農業者の積立額(20%コースを選択した場合)

$$= \text{積立基準収入額(品目ごとの「農業者ごとの生産予定面積} \times \text{地域の10a当たり標準的収入額」の合計)} \\ \times 4.5\% (20\% \times 9割 \times 1/4^{(注)})$$

(注) 農業者1:国3の割合で補てんするので、補てん原資の1/4が農業者の負担(積立額)となります。

### ③ 補てん金の交付申請【令和4年4月1日～4月30日】

- 補てん金は、収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績(生産実績数量(14ページ参照))に基づき、支払われます。
- 農業者は、4月30日までに、ナラシの交付申請書(様式第10-1号)とともに生産実績数量の確認書類を地方農政局等に提出してください。

### ④ 積立額の確定【令和4年5月下旬～6月頃】

- 積立額は、国が③の生産実績数量から換算した面積(面積換算値)に基づいて再計算し、確定します。
- 再計算した積立額が②の積立額よりも少ない場合は、②の積立額との差額が返納され、多い場合は②の積立額が確定した積立額となります。

### ⑤ 補てん金の算定・支払【翌年5月下旬～6月頃】

- 補てん金の額は、国が農業者ごとの面積換算値に基づいて算定し、支払います。
- 地域の令和3年産単収が平年単収の9割を下回った場合は、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、補てん額から共済金相当額を控除します。

補てん金の額

$$= (\text{標準的収入額(品目ごとの「農業者の面積換算値} \times \text{地域の10a当たり標準的収入額」の合計)} \\ - \text{当年産収入額(品目ごとの「農業者の面積換算値} \times \text{地域の10a当たり当年産収入額」の合計)}) \\ \times 9割 - \text{共済金相当額}$$



### (3) 積立額及び補てん額の算定例

※ 20%コースを選択した場合



#### ①～② 積立額（加入時）の算定例

品目	Aさんの生産 予定面積 (ha)	地域の10a当たり 標準的収入額 (円/10a)	Aさんの積立基準 収入額(円)	Aさんの 積立額(円)
	①	②	③=①×②	④=③×4.5%
米	6	125,000	7,500,000	337,500
大豆	4	20,000	800,000	36,000
計			8,300,000	<b>373,500</b>

加入時(予定)

生産予定面積  
米 6ha  
大豆 4ha

Aさんは  
**373,500円**を  
積み立てます※。

※ 前年産からの繰越しがある場合は、その繰越分を差し引いた額となります。

#### ③～④ 積立額（確定）の算定例

品目	Aさんの 生産実績 数量 (kg)	地域の R3年産単収 (kg/10a)	面積換算値 (ha)	Aさんの 標準的 収入額(円)	Aさんの 積立額 (確定)(円)
	⑤	⑥	⑦=⑤÷⑥	⑧=⑦×②	⑨=⑧×4.5%
米	25,000	500	5	6,250,000	281,250
大豆	8,000	200	4	800,000	36,000
計				<b>7,050,000</b>	<b>317,250</b>

交付時(確定)

生産実績数量  
米 25,000kg  
大豆 8,000kg

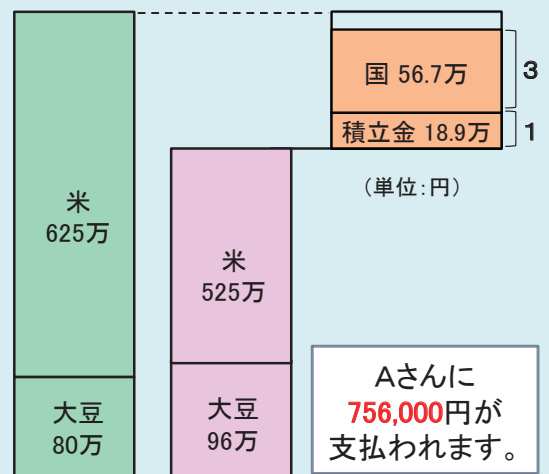
Aさんに  
**56,250円**が  
返納されます。

(373,500 - 317,250 = 56,250)

#### ⑤ 補てん額の算定例

品目	面積換算値 (ha)	地域の10a当たりR3 年産収入額(円/10a)	AさんのR3年産 収入額(円)
	⑦	⑩	⑪=⑦×⑩
米	5	105,000	5,250,000
大豆	4	24,000	960,000
計			<b>6,210,000</b>

標準的収入額 705万 当年産収入額 621万 補てん額 75.6万



Aさんに  
**756,000円**が  
支払われます。

Aさんの 収入差額(円)	うち、国からの 補てん額(円)	うち、積立金からの 補てん額(円)
⑫=(⑧-⑪)×9割	⑬=⑫×3/4	⑭=⑫×1/4
<b>756,000</b>	567,000	189,000

注) 共済金相当額の控除はなかったものとして算定しています。

補てんに充てられなかった積立金の残額(128,250円(⑨-⑭))は、翌年産の積立金の一部に充当されます。

## (4) ナラシ対策の生産実績数量とその確認資料

### <生産実績数量>

#### 米

農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの(種子は除く)で、主食用として収穫した翌年の3月31日までに

- ① 農業者がJAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したもの
- ② 農業者又は農業者から委託を受けた者が、消費者等に販売することとしたものが対象です。

#### 麦、大豆等

ゲタ対策(数量払)の交付対象数量となったものが対象です。

### <生産実績数量の確認資料>

- 令和3年産から、農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、ナラシ対策の交付対象となります。
- この場合、米については、農産物検査結果通知書に代え、主食用として販売された米の数量等を確認できる書類を追加で提出していただくことが必要です。  
(麦、大豆等の品目については、ゲタ対策のページ(9ページ)を参照してください。)

#### 農産物検査を受検した米

- 出荷・販売した数量を確認できる書類(販売伝票等)
- 農産物検査結果通知書(3等以上)



#### 農産物検査を受検しない米

- 出荷・販売した数量を確認できる書類(販売伝票等)
- 販売先において主食用途とすることが決定していることが確認できる書類(販売先の確約書又は契約書等)
- 1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類(1.70mm以上のふるい目で調製したことを明記した販売伝票等)
- 水分含有率16.0%※以下の米穀を販売したことが確認できる書類(水分含有率16.0%以下であることを明記した販売伝票等)  
※醸造用玄米は都道府県ごとに設定
- 産地、品種※、産年が確認できる書類(種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等)  
※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る

注) これらの確認書類は、決して捨てずに、交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管してください。

# 4 水田活用の直接支払交付金

(令和3年度予算概算決定額：3,050億円)

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

## (1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農です。

## (2) 支援内容

### ① 戦略作物助成※1

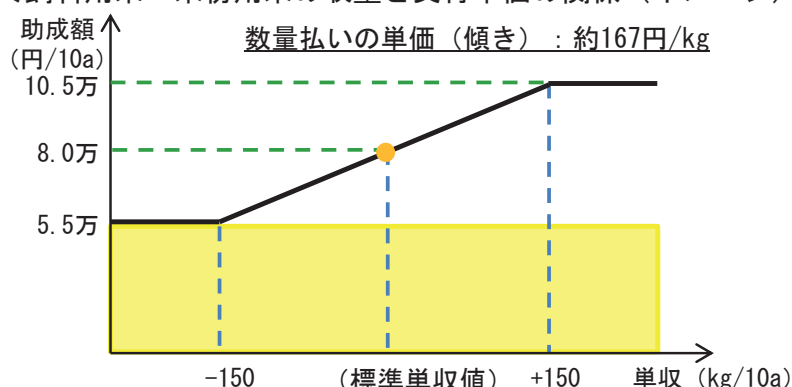
- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※2	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a※3

※1 基幹作のみ対象 ※2 飼料用とうもろこしを含む

※3 過去実績から標準単収以上の収量が確実に認められる者には、自然災害等の場合でも、特例措置として標準単価(8万円/10a)で支援

<飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係（イメージ）>



収量上がるほど助成額が増えるのかあ…  
努力が報われる仕組みだね！



- ・ 数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法※により助成対象数量が確認できることを条件とします。 ※ ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票などによる確認
- ・ 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

### <標準単収値の作柄調整の考え方>

$$\text{標準単収値} = \text{地域の合理的な単収} \times \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10a当たり平均収量}}$$

(小数点以下切り上げ)

## ② 産地交付金

### 基本的運用

- 地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、二毛作や耕畜連携を含め、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
  - 国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（対象作物・単価等）を設定できます（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。
  - また、「転換作物拡大計画」に基づき、地域農業再生協議会毎の拡大面積に応じて、都道府県に対して以下を年度当初に配分します。
    - ① 転換作物拡大加算（15,000円/10a）  
主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合。
    - ② 高収益作物等拡大加算（35,000円/10a）  
主食用米が減少し、高収益作物等※の面積が前年度より拡大した場合。
- ※ 高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし
- さらに、当年産の以下の取組に応じて、都道府県に対して追加配分します。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約 ※ 3年以上の契約	12,000円/10a
そば・なたね、新市場開拓用米の作付け ※ 基幹作のみ	20,000円/10a

### 助成内容の設定

- 助成内容は以下のルールに即して設定します。
  - ① 地域における水田農業経営の課題に対応し、収益力向上に資する取組に対する助成とすること
  - ② 経営所得安定対策等における趣旨を損なうような助成としないこと  
(例：品位の低いもののみへの加算)
  - ③ 主食用米、備蓄米、不作付地への助成は行わないこと
  - ④ 地方農政局長等が特に必要と認めた場合を除き、所得増加に直接寄与しない作物（景観形成作物等）への助成は行わないこと 等



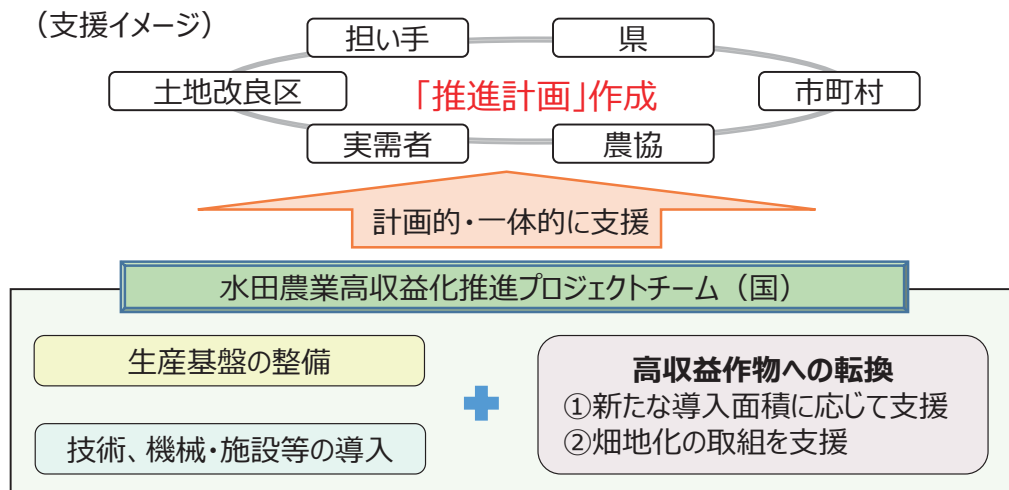
### ③ 水田農業高収益化推進助成

#### 基本的運用

- 都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物の導入・定着等を図る取組を支援します。
- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。
  - ① 高収益作物定着促進支援（20,000（30,000※<sup>1</sup>）円/10a×5年間）  
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
  - ② 高収益作物畑地化支援（175,000円/10a）  
高収益作物による畑地化の取組を支援※<sup>2</sup>。
  - ③ 子実用とうもろこし支援（10,000円/10a）  
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※<sup>1</sup> 加工・業務用野菜等の場合

※<sup>2</sup> R5年度までの時限措置とし、その他の転換作物に係る畑地化も同様の単価で支援



#### 水田農業高収益化推進計画

- 「水田農業高収益化推進計画」は、水田地域で高収益作物の導入・定着等を図るため、以下の内容を盛り込み、都道府県が策定するものです。
  - 都道府県・産地段階の推進体制・役割
  - 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
    - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
    - ・活用予定の国の支援策や実施地区
    - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等

### ④ 都道府県連携型助成

- 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5,000円/10a）で国が追加的に支援します。

### (3) 令和3年度における水田活用の直接支払交付金の見直し全体像

#### 【令和2年度】

##### ①高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

- ・地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて、年度当初に産地交付金を配分。

##### ②水田農業高収益化推進助成

高収益作物の導入：2.0万円/10a×5年間  
畑地化：10.5万円/10a

- ・都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物を導入する産地を支援。

##### ③産地交付金の県枠

- ・県が支援内容を設定する産地交付金の県枠の割合を、1.5割以上とし、重点品目の単価を上乗せ。

##### ④交付金の代理受領

- ・ブロックローテーションの維持等の場合に限定して、代表農業者等が交付金の代理受領が可能。

#### 【令和3年度】

##### ①高収益作物等※<sup>1</sup>拡大加算 (3.5万円/10a)

- ・高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換拡大を後押しするため、加算単価を増額して支援。  
※<sup>1</sup> 高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

(拡充)

##### ②水田農業高収益化推進助成

高収益作物の導入：2.0 (3.0※<sup>2</sup>) 万円/10a×5年間  
畑地化：17.5万円/10a ※<sup>2</sup> 加工・業務用野菜等の場合

- ・加工・業務用野菜等の導入や排水対策等による生産性向上を加速化するため、助成単価を増額して支援。

(拡充)

##### ③都道府県単独事業への国による追加支援（都道府県連携型助成）

- ・都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。

(新設)

##### ④飼料用米等の数量払いにおける自然災害等の特例措置

- ・標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援。

(拡充)

##### ⑤産地交付金の県枠の拡大

- ・産地交付金の県枠について、地域の実情にも配慮しつつ、原則として2割以上に拡大。

(運用見直し)

##### ⑥交付金の代理受領の対象拡大

- ・農業者から委任を受けた集出荷業者等が、産地単位でのまとまった作付転換の取組を推進する場合にも代理受領を可能に。

(運用見直し)

### (4) 水田収益力強化ビジョン

- 「水田フル活用ビジョン」を発展させ、高収益作物の導入等による収益力強化や、畑地化を含む水田の有効利用を含め、産地としての課題と対応方向等を明確化したものです。

#### 水田収益力強化ビジョンの内容

##### ○ 主な規定項目

- ・ 作付の現状、地域が抱える課題
- ・ 高収益作物の導入や転換作物の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標 **New**
- ・ 畑地化を含む水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標 **New**
- ・ 作物毎の取組方針（課題、生産性向上等に向けた取組、需要の確保・開拓に向けた取組、活用施策等）
- ・ 作物毎の3年以内の作付予定面積等

##### ○ 産地交付金の活用方針、活用方法の明細等

- ・ 課題、支援対象作物、支援単価、具体的な要件
- ・ 使途毎の3年以内の目標（課題の達成状況が評価可能な定量的な目標）等

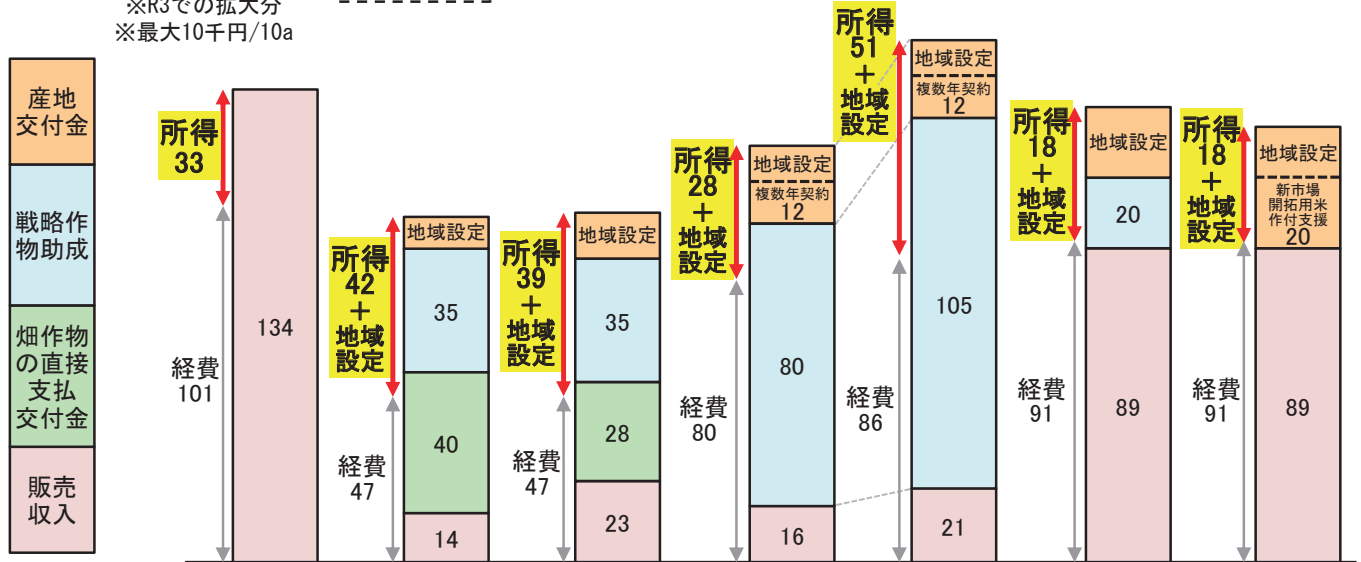
※ 都道府県段階及び地域農業再生協議会での検討を経て作成の上、都道府県から国に提出。

# (参考) 水田における麦、大豆、非主食用米等の所得 (10a当たりのイメージ)

【都道府県連携型助成】  
 県の独自支援への  
 上乗せがあった場合  
 ※R3での拡大分  
 ※最大10千円/10a

国:5  
 県による支援:5

(単位:千円/10a)



	主食用米	小麦	大豆	飼料用米		加工用米	新市場開拓用米
				標準単収	多収 (単収が標準単収値+150kg/10aとなる場合)		
販売収入(①)	134	14	23	16	21	89	89
畑作物の直接支払交付金(②)	—	40	28	—	—	—	—
水田活用の直接支払交付金(③)	戦略作物助成	35	35	80	105	20	—
	産地交付金	—	地域設定	地域設定	12 + 地域設定	12 + 地域設定	20 + 地域設定
収入合計(④=①+②+③)	134	89 + 地域設定	86 + 地域設定	108 + 地域設定	138 + 地域設定	109 + 地域設定	109 + 地域設定
経営費(⑤)	101	47	47	80	86	91	91
<b>所得(⑥=④-⑤)</b>	<b>33</b>	<b>42 + 地域設定</b>	<b>39 + 地域設定</b>	<b>28 + 地域設定</b>	<b>51 + 地域設定</b>	<b>18 + 地域設定</b>	<b>18 + 地域設定</b>
労働時間(時間/10a)	23	5	7	23	24	23	23

注1) 販売収入

- 主食用米の販売収入は、令和2年産の相対取引価格から算定。
- 小麦、大豆の販売収入は、平成28年産から平成30年産までの農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- 飼料用米、加工用米、新市場開拓用米の販売収入は、取組事例のデータを用いて算定。

注2) 交付金

- 水田活用の直接支払交付金の産地交付金については、地域の実情に応じて設定される(国から都道府県への取組に応じた配分(新市場開拓用米の作付け、飼料用米の複数年契約)の単価のみ記載)。

注3) 経営費及び労働時間

- 主食用米、加工用米、新市場開拓用米の経営費は令和元年産の農産物生産費統計の全国平均及び聞き取りによる手数料及び流通保管経費から算定。なお、主食用米は販売促進にかかる経費も加えて算定。
- 小麦、大豆は平成28年産から平成30年産の農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- 飼料用米は、主食用米の経営費から乾燥調製に係る費用を調整し算定。また、単収が標準単収値+150kg/10aになる場合の経営費及び労働時間は、標準単収値と同じとなる場合から、150kg当たりの施肥及び収穫・調製等に係る費用及び労働時間を加えて算定。

# 5 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

(令和2年度第3次補正予算額：290億円)

水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新（リノベーション）するため、水田リノベーション産地・実需協働プラン※に基づいた以下の取組を支援します。

※ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

## （1）実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

### ① 支援内容

- プランに参画する農業者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等（②参照）に取り組む場合に、取組面積に応じて支援します。
- 交付単価：4万円/10a
- 対象者：水田において対象作物を生産する販売農家・集落営農
- 対象作物：令和3年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆

### ② 対象となる取組メニュー

※品目ごとに3つ以上選択

新市場開拓用米 加工用米	①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗 ⑤温湯種子消毒 ⑥効率的な移植栽培 ⑦作期分散 ⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ⑨効率的な施肥 ⑩効率的な農薬処理 ⑪化学肥料の使用量削減 ⑫化学農薬の使用量削減 ⑬多収品種の導入 ⑭農業機械の共同利用 ⑮スマート農業機器の活用
麦 〔輸出向け又は加工向け〕	①融雪促進 ②新たに導入した品種に応じた栽培管理 ③ふく土・踏圧 ④難防除雑草対策 ⑤生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測 ⑥効率的・効果的な施肥 ⑦重要病害虫の防除 ⑧排水対策管理 ⑨農業機械の共同利用 ⑩スマート農業機器の活用
大豆 〔輸出向け又は加工向け〕	①大豆300A技術 ②難防除雑草対策 ③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ④新品種の導入 ⑤効率的な施肥 ⑥均平作業（傾斜均平） ⑦摘心栽培 ⑧畝間冠水 ⑨団地化の推進 ⑩化学肥料の使用量削減 ⑪化学農薬の使用量削減 ⑫排水対策 ⑬農業機械の共同利用 ⑭スマート農業機器の活用
高収益作物 〔輸出向け又は加工・業務用〕	①生物農薬の活用 ②農薬によらない病害虫対策 ③農薬によらない土壌消毒 ④農薬のドリフト対策 ⑤化学肥料の使用量削減 ⑥化学農薬の使用量削減 ⑦土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ⑧新品種の導入 ⑨排水対策 ⑩農業機械の共同利用 ⑪スマート農業機器の活用

※ 支援の対象となった水田の面積は、令和3年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米：2万円/10a、麦・大豆：3.5万円/10a）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：2万円/10a）の対象面積から除きます。

※ 本事業は、農業経営基盤強化準備金制度の対象ではありません。

## （2）需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援

### ① 支援内容

- プランに参画する実需者が、輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備を支援します。
- 補助率：1/2以内

### ② 対象施設等

輸出向けパックご飯の製造ライン増設、冷凍野菜製造ラインを国産野菜仕様に切り替える改修、輸出向け集荷・貯蔵施設の整備等

※本事業は、申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で補助対象者が決定される補助事業です。



# 6 麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト

(令和2年度第3次補正予算額・令和3年度予算概算決定額：61億円)

水田麦・大豆産地が、団地化・生産性の向上に向け「麦・大豆産地生産性向上計画」を作成して行う、団地化の推進、営農技術の導入、農業機械等の導入等を支援します。

## (1) 水田麦・大豆産地生産性向上事業

### ① 支援対象

- 対象ほ場：田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田）
- 対象作物：麦（小麦、大麦及びはだか麦）、大豆
- 対象者：農業者の組織する団体※、地域農業再生協議会  
※受益農業従事者（原則年間150日以上）5名以上
- 採択要件：都道府県・産地で「麦・大豆生産性向上計画」を作成していること等

### ② 支援内容

- 話し合い等を通じた団地化の推進経費  
団地化の推進に必要な話し合い、ほ場の簡易な改修・点検、水田地図のデジタル化などにかかる費用を実費で支援します。  

支援の上限額は地域の水田面積に応じて異なります。
50ha未満：50万円以内、50～150ha：100万円以内、150ha以上：150万円以内
※ 北海道の場合の基準面積は6倍になります。
- 営農技術等の導入  
生産性向上や需要に応じた生産に向け、技術や品種を導入する場合、その内容に応じて15,000円/10a以内で定額※支援します。  
※ 取組内容により単価は異なります（2,000円/10a～10,000円/10a）。
- 機械・施設の導入  
生産性向上等に必要となる機械・施設の購入・リースを支援します。  
(1/2以内、5,000万円未満の機械・施設が対象)

## (2) 需要に応える安定供給体制の整備

### ① 麦・大豆保管施設整備事業

- 国産麦・大豆の安定供給に向けた保管施設の整備を支援します。（1/2以内）

### ② 麦類供給円滑化推進事業

- 国産麦の供給円滑化に向け産地・実需の一時保管経費等を支援します。（定額、1/2以内）

### ③ 麦類利用拡大推進事業

- 国産麦の商品開発、マッチング等を支援します。（定額、1/2以内）

※ 本事業は、申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で補助対象者が決定される補助事業です。

## 7 加工用米及び新規需要米の取組計画の申請

加工用米や飼料用米等の新規需要米に取り組む場合は、あらかじめ米加工業者や畜産農家等の需要者と販売契約等を締結した上で、6月30日までに国に必要書類を添付した『取組計画』を提出し、取組計画の認定を受けてください。

なお、加工用米や新規需要米について、**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、23ページの『加工用米及び新規需要米の適正流通』に留意の上、適切な出荷・流通を行ってください。



### 取組計画の申請時の留意事項

- 加工用米や新規需要米に取り組まれる方は、「取組計画申請書」に以下の書類等を添付して**最寄りの農政局等に必ず6月30日までに提出**してください。

期限を過ぎて提出された場合は、取組計画の認定を受けることができません（交付金の対象となりません）ので、**提出期限は厳守**してください。

#### 【「取組計画申請書」に必ず添付する書類】

- ① 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者との間で、販売数量などを記載した「**販売に関する契約書の写し**」等
- ② 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者等が作成した「**買い受けた米を他の用途に転用しないこと**」を誓約した誓約書

#### 【用途や取組内容に応じて提出する書類】

- ① ほ場を特定して生産し、当該ほ場の全収穫量を販売契約数量とする「**区分管理方式**」を選択する場合、農業者が作成した「**区分管理計画書**」
- ② 新規需要米に取り組む場合、農業者等が作成した「**ふるい下米等の低品位米を寄せ集めて出荷しないこと**」等を誓約した誓約書
- ③ 米粉用米に取り組む場合、需要者が作成した「**米粉用米の使用実績等整理表**」
- ④ 加工用米に取り組む場合、需要者が作成した「**加工用米の仕入状況等**」
- ⑤ 上記以外にも、作成・提出していただく書類がある場合がありますので、詳しくは最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- ⑥ 取組主体となる集荷業者等に出荷する場合は、当該集荷業者と出荷契約を締結してください。（なお、新規需要米の場合は、②の内容を契約書に盛り込むことで、農業者が作成する②を省略することができます。）

様式等はこちらから

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/>

※ ふるい下米や規格外等の低品位米の発生が想定される場合は、低品位米が生じた際の用途、販売先を「取組計画書」に記載してください。

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、定められた用途に適正に流通させてください。

取り組みに当たっては、以下の点に留意してください。



## (1) 出荷時の留意事項

- 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
  - ① あらかじめ、**飼料用米等を生産するほ場を特定した『区分管理方式』**で取り組むことを選択した場合は、**『飼料用米等を生産したほ場の、ふるい下米を含む全収穫量』を出荷**（※）してください。
 

※ 「ふるい下米」等を飼料用米等として出荷しなかった場合、不適正な流通となり、交付金の支払ができません。（24ページ参照）
  - ② 主食用米を生産するほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う**『一括管理方式』**で取り組む場合は、**当初の契約数量を出荷することが原則**ですが、作柄変動による変更を行うことができます。（以下の2参照）
 

（注）変更後の契約数量は30kg単位で調整することができます。
- 出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行ってください。（25ページ参照）
- 加工用米や新規需要米を**集出荷した実績を国に報告**してください。

## (2) 「一括管理」で取り組んだ場合の契約数量の変更の仕方

- 加工用米及び新規需要米に「一括管理」で取り組み、**作柄変動が生じた場合は、以下の方法で算出した数量に契約数量を変更することができます。**
  - ① 契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の作柄表示地帯の単収を用いて算出
    - ・ **当初の契約数量 × (作柄表示地帯の単収 / 作柄表示地帯の平年単収)**  
（上記算出数量と当初の契約数量との間の任意の数量とすることができる）
  - ② 加工用米等の生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合
    - ・ **当初の契約数量 × (当該農業者の実単収 / 当該農業者の当初の単収)**
  - ③ 自然災害等により減収した場合
    - ・ **当初の契約数量 - (加工用米生産予定面積 / 全ての水稻作付面積 × 減収量)**  
（注）減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量

※ ②及び③については、あらかじめ地方農政局長等と協議が必要です。

### (3) 加工用米及び新規需要米の販売先や用途の変更手続き

- 加工用米及び新規需要米は、あらかじめ契約等を締結した需要者等に販売すること、また、定められた用途で供することが原則ですが、
  - ① 需要者等における加工用米等の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が加工用米等を所有することができない場合、
  - ② 着色粒及び微細粒等の低品位米が発生し、定められた用途に使用できない場合等、真にやむを得ない事由が生じた場合には、国の承認を得た上で販売先や用途を変更することができますので、このような場合は最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- なお、承認を受けずに他の需要者に販売したり他の用途に使用した場合は、不適正な流通となり、関係法令等に基づく措置等が行われますので注意してください。

### (4) こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を**主食用米として販売**
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

国は、飼料用米等の出荷状況を確認することがあります！



### (5) もし、不適正な出荷が行われたら、

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
  - ① **名称（氏名）・住所及び違反事実を公表する**
  - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の**全ての交付金を返還**
  - ③ 当該取組の**認定を取り消す**とともに、**一定期間**、新規需要米や加工用米の**取組を認めない**（捨てづくりが確認された場合も同様）

などの措置が講じられます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

★ 不適正な行為の疑いのあることを見聞きしたら教えてください！



## 食糧法に基づく措置

# 遵守事項

チェック

- 紙袋等の包装への用途の表示

<罰則>

・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則<sup>注</sup>が適用されます。

不正転用による不当利益防止

食糧法に基づき、新規需要米、加工用米などの用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

### 用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取り扱い

- ① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うなど、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- ② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
  - a. 紙袋等の包装に用途を表示  
〔 米粉用米は **粉**、飼料用米は **飼**、加工用米は **加**、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示
  - b. 需要者（需要者団体）に直接販売する必要があります。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

## 米トレーサビリティ法に基づく措置

# 記録

チェック

- 出荷・販売の伝票を受領（又は納品書を発行）
- 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
- 用途限定米穀の場合その用途を記録

<罰則>

・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則<sup>注</sup>が適用されます。

流通ルートの特定

米・種もみ<sup>※</sup>を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※ 米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゆう、みりんなども対象になります。

### 記録事項

品名、産地、<sup>※1</sup>数量、年月日、取引先名、米穀の用途<sup>※2</sup>等

※1 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地

※2 用途限定米穀については、「米粉用米」、「飼料用米」、「加工用米」、「輸出用米」などの用途を記載

注：50万円以下の罰金

### (参考) 米トレーサビリティ法その他の内容

#### 事業者間<sup>※</sup>における産地情報の伝達

※ 生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米を農協や業者等に出荷・販売した場合には、産地を伝票等又は商品の容器・包装に記載することにより伝達する必要があります。

#### 一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、産地を商品の容器・包装等に記載することにより伝達する必要があります。

適切に産地情報を伝達

# 伝達

<罰則>

・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。

・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

● 米トレーサビリティ法についての情報は、右記のホームページをご覧ください。 [http://www.maff.go.jp/j/syoutan/keikaku/kome\\_toresa/](http://www.maff.go.jp/j/syoutan/keikaku/kome_toresa/)

米トレーサビリティ法

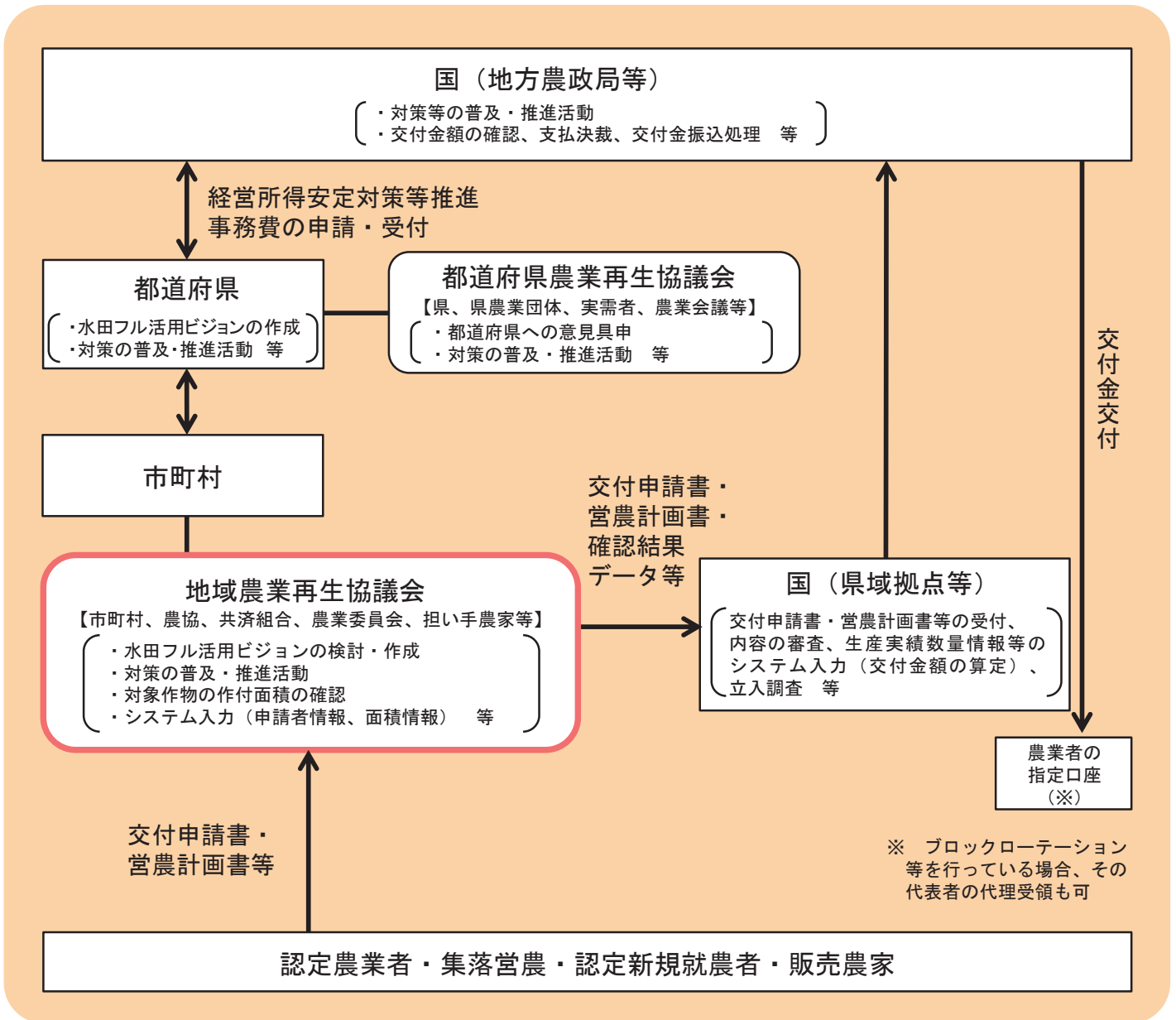
検索

### 立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。ご協力をよろしくお願いいたします。

# 経営所得安定対策等の実施体制

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金については、国が申請者に直接交付金を交付する仕組みですが、交付金の申請手続・支払事務等が円滑に進められるよう、都道府県・市町村等地域段階において設置されている農業再生協議会と連携・協力した推進体制を構築し実施します。



## （参考）農業再生協議会

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に当たっては、各地域で農業再生協議会を設立し、対策の普及・推進活動、対象作物の作付面積等の確認等を行います。

また、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行っていただけるよう、戦略作物助成の対象作物の需要に応じた生産振興をはじめ、担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、行政と農業団体、担い手農家等が協力して推進する体制を整備しています。

## (1) 「交付申請書」と「営農計画書」を提出してください

交付金を受けるためには、「交付申請書」と「営農計画書」を、**6月30日までに、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）へ提出する必要があります。**

申請者

農業者



提出先窓口

地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）

※ 申請手続の電子化により、申請者が自宅のパソコンやスマートフォン等で申請を行うことが可能です。（詳細は46、47ページを参照してください。）

### 交付申請に関する誓約事項・個人情報の取扱いの確認

- ・ 交付申請を行う方は、立入調査、交付金の返還に関する事項を記載した「**経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項**」を確認していただいた上で、交付申請書を作成してください。
- ・ また、「**個人情報の取扱い**」についても確認していただき、交付申請書の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けていただくことで、申請書等の内容を皆様に確認していただく手間が減ります。

様式第1号別紙

#### 経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地方農政局等から求められた場合には、それに応じます。  
また、営農計画書に記載した交付対象作物について、地方農政局等の職員が、出荷段階においてサンプル採取を行う場合には、無通告であってもこれを認めます。
- 2 **出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。**
- 3 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
  - (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合
  - (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合
  - (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない**（捨てづくり）ことや、**正当な理由なく、出荷・販売をしていない**こと、**その他交付要件を満たす取組が行われていない**ことが判明した場合
  - (4) **必要書類が保管されておらず**、要件を満たすことが確認できない場合や**提出を拒む**場合
  - (5) **地方農政局等による立入調査に応じない**場合

どちらも重要な事項が記載されておりますので、必ずお読みください！



様式第1号別添

#### 個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

#### 経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号））及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖繩総合事務所等必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、荒廃農地等利活用促進交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地問題解決加速化支援事業、農地集積・集約化対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、国産飼料増産対策事業、国産畜産物安心確保支援事業、飼料生産型酪農経営支援事業、農業者年金事業等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区等





## 様式第1号(裏面)

### ⑤ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年7月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。  
 ※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>



本年に生産を予定している品目についてその生産予定面積を記入してください。

### ⑥ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにシ印を記入してください。  
 なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定  20%の減収に対応した積立金を納付予定



本年の積立コースのいずれかに☑チェックしてください。

### ⑦ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。



確認事項に☑チェックしてください。

### ⑧ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

## (3) 交付申請書に添付して提出する書類

### ① 交付対象者であることが確認できる書類

- ・ 認定農業者は、農業経営改善計画認定書の写し
- ・ 認定新規就農者は、青年等就農計画認定書の写し
- ・ 特定農業法人又は特定農業団体は、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
- ・ 集落営農は、規約の写し、構成員名簿の写し、共同販売経理を確認できる書類(通帳の写し等)、総会資料の写し(決算書類など)

注1: 前年度に加入されている方で、確認書類に変更がない場合は、書類の添付を省略することができます(新規・変更がある場合は提出が必要です。)

注2: 交付申請書の提出後に、交付申請者が死亡した場合や集落営農が法人化するなどの場合には、交付金の交付を受けるための手続を承継するための書類を作成する必要がありますので、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

### ② その他(以下に該当する方は、書類が必要です)

- ・ 初めて経営所得安定対策等の交付金を申請する方や、これまでの交付金の振込口座を変更される方及びブロックローテーションなど、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある方は、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状」を提出してください(ただし、既に提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。)

# (4) 営農計画書の記載例

印字されている氏名、住所などをご確認ください（押印は不要です）。訂正が必要な場合は訂正してください。

様式第2号

〇〇農政局長 殿(北海道農政事務局長、内閣府沖縄総合事務局局長)※地域農業再生協議会長様

水稲生産実施計画書 兼 営農計

年産における農地の利用計画を申請します。

( 年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。)

作成者	氏名又は法人、組織名	フリガナ / ヲウリン タロウ	法人、組織の代表者氏名	フリガナ
	農林 太郎			
住所	(〒 123 - 4567 )	東京都千代田区霞が関1-2-1	電話	012-345-6789
			FAX	
経営形態			<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農(構成員) <input type="checkbox"/> 法人	

対象畑作物	生産予定面積※1	対象畑作物
小麦	春まき	そば
	秋まき	なたね
二条大麦	37 85	てん菜
六条大麦		でん粉原料用ばれいしよ
はだか麦		収穫後交付を希!
大豆	77 67	

※1-7の面積に除く対象畑作物ごとの生産予定面積は、下記(1)~(7)を参照の上、記入する。  
 (1) 水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計。  
 (2) 麦は、数量払の対象とならない種子用麦及び麦芽原料用麦(ビール用麦等)  
 (3) 小麦は、「春まき」と「秋まき」に区別した面積。  
 (4) 大豆は、数量払の対象とならない種子用大豆及び黒大豆を除いた面積。  
 (5) そばは、数量払の対象とならない種子用を除いた面積。  
 (6) なたねは、数量払の対象とならない食用植物油用以外のものを除いた面積。  
 ※2 「収穫後交付を希望する」欄は、数量払の交付申請後に面積払の交付を希

【農業共済加入状況(加入予定)記入欄】  
 加入している又は加入予定の場合は「○」を記入してください。

加入している又は加入予定の場合は「○」を記入	農業共済					
	水稲	麦	大豆	そば	てん菜	でん粉原料用ばれいしよ
	○	○	○	○		

高収益作物定着促進支援	開始年	対象面積	R2	R3
			a m	80 a 25 m

【交付対象農地区分】  
 水田活用の直接支払交付金の対象農地について、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」です。畑地は「3」です。  
 地域農業再生協議会に確認の上、記入してください。

【水田農業高収益化推進助成】  
 水田農業高収益化推進助成の高収益作物定着促進支援に取り組む場合は、開始年ごとに対象面積を記入してください。

農地の番号	地名・地番、大字、字、集落地番	交付対象農地区分(注2)	作期	面積(本地面積)		作物作付面積	作物名(注3)	自家消費該当	多収品種(注4)	品種名	地権者(権原を有する者)(注5)
				a	m						
0001	001 上野1	1	1	80	25	80 25	主食用水稲				
0002	001 上野2	1	1	11	29	11 29	飼料作物(子実用とうもろこし)				
0003	001 上野3	1	1	41	29	41 29	WCS用種				
0004	001 上野4	1	1	100	25	100 25	飼料用米	1	タカナリ		
0005	001 上野5	2	1	40	22	40 22	大豆				
0006	001 上野6	1	1	17	55	17 55	小麦				
0006	001 上野6	1	2	17	55	17 55	そば				
0007	001 中野1	2	1	6	23	6 23	白菜	○			
0008	001 中野2	1	1	12	29	12 29	ブルーベリー				
0009	001 中野3	1	1	30	33	30 33	なたね				
0010	001 中野4	1	1	37	45	37 45	大豆				
0011	001 中野5	1	1	50	25	50 25	キャベツ				
0012	001 中野6	1	1	33	33	33 33	調整水田				
0013	001 下野1	1	1	29	11	29 11	飼料用米・生もみ				
0014	001 下野2	3	1	20	40	20 40	小麦				
0015	001 下野3	1	1	30	11	30 11	加工用米				
0016	001 下野4	1	1	50	22	50 22	新市場開拓用米				

【多収品種、品種名】  
 区分管理で米粉用米、飼料用米の作付に取組む場合において、多収品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と記入してください。また、「1」の場合は「品種名」欄に品種名も記入してください。

【作期】  
 二毛作の場合は「2」となります。例えば、小麦を基幹作物とし、そばを二毛作とするときは、小麦の作期を「1」、そばの作期を「2」と記入してください。

【自家消費該当】  
 出荷・販売を一切行っていない場合は、○を記入してください。

【畑作物】  
 畑地で畑作物の直接支払交付金のみの対象となる場合も記入してください。

(注1) 一つのほ場で二毛作に取り組む場合は、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期」欄において、主食用水稲又は基幹作物として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することで区別する。  
 (注2) 「交付対象農地区分」欄は、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表記することで区別する。なお、畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年度以降は「2」又は「3」を記入する。  
 (注3) 産ほ場、麦(※)、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦(ビール用麦等)又は種子用麦、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ(専用品種、そのほか)、米粉用米、飼料用米(生もみを直接利用する取組は「飼料用米」)、キャベツ、調整水田、飼料用米・生もみ、加工用米、新市場開拓用米、その他、米粉用米、飼料用米(生もみを直接利用する取組は「飼料用米」)、春まきと秋まきの両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」と区別する場合において、多収品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記する。  
 (注4) 自家消費該当は、管理機構の名称を表記する。  
 (注5) 地権者は、新田〇〇月〇日、必要に応じて記載する。  
 (注7) 高収益作物の畑地化及びそれ以外の畑地化に取り組む場合は、対象年度を記入する。  
 (注8) 水田農業高収益化推進計画の対象となる場合は、○を記入する。  
 (注9) 当年度に高収益作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。  
 (注10) 高収益作物定着促進支援に、加工・業務用の野菜・果樹で取り組む場合は、○を記入する。  
 (注11) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業(R2補正事業)に申請したほ場は、○を記入する。

ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入してください(記入されている場合は内容を確認していただき、訂正が必要な場合は訂正してください。)

畑作物の直接支払交付金（面積払）を申請される方は、実際の作物ごとの作付面積（予定を含む）を必ず記入してください。

画書

年産

申請年月日

年 月 日

水稲単収 **500** kg/10a

生産予定面積※1

17	55
30	33

望する※2

する
----

用途	農業者記入欄		担当者記入欄（確定値を記入）		
	出荷・販売契約数量	生産予定面積	出荷・販売契約数量	生産予定面積	作況調整後の出荷・販売契約数量
主食用米	4,013	80.25			
WCS用稲	12,000	41.29			
米粉用米					
飼料用米（生もみ除く）	5,025	100.50			
飼料用米（生もみ）	1,458	29.11			
青刈り稲					
(※1) 新規開田用米①					
(※2) 新市場開拓用米					
うち水田リノベ事業 (R2補正) 対象を除く	2,511	50.22			
うち水田リノベ事業 (R2補正) 対象	2,511	50.22			
(※1)(※2) 加工用米②					
うち水田リノベ事業 (R2補正) 対象を除く	1,506	30.11			
うち水田リノベ事業 (R2補正) 対象	1,506	30.11			
備蓄米					
合計					

水稲を作付される方は、用途別に記入してください。

対象作物	基幹作物作付面積	二毛作物作付面積
麦(※1)	a	m
うち水田リノベ事業 (R2補正) 対象を除く	a	m
うち水田リノベ事業 (R2補正) 対象	a	m
大豆(※1)	a	m
うち水田リノベ事業 (R2補正) 対象を除く	a	m
うち水田リノベ事業 (R2補正) 対象	a	m
飼料作物(除くWCS用稲)	a	m
うち青刈り稲(※2)	a	m
うち子実用とうもろこし	a	m
うち青刈りとうもろこし	a	m
上記以外の飼料作物	a	m
加工用米(※1)	a	m

【新市場開拓用、加工用米】  
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R2補正事業）に申請していない面積と、申請した面積をそれぞれ記入してください。

※1 ①及び②については「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく契約数量等を記載すること  
※2 新市場開拓用米及び加工用米について、「うち水田リノベ事業(R2補正)対象を除く」欄には、新市場開拓に水田リノベーション事業(R2補正事業)に申請していない数量・面積を記入し、「うち水田リノベ事業(R2補正)対象」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業(R2補正事業)に申請した数量・面積を記載すること。

改善計画の達成予定年	転換畑該当年月等(注6)	畑地化(注7)	水田農業高収益化推進計画該当(注8)	高収益作物定着促進支援開始年(注9)	うち加工・業務用(注10)	水田リノベ事業(R2補正)対象(注11)	備考
		H30	○				
				R3			
				R3			
							不作付地の改善計画
							○

【転換畑該当年月等】  
転換畑該当年月等は転畑〇年〇月、植栽造成は植栽〇年〇月、新規開田は新田〇年〇月等必要に応じて記載してください。

【畑地化】  
畑地化に取り組む場合は対象年度を記入してください。

【水田農業高収益化推進計画】  
水田農業高収益化推進計画に位置づけられている作物を作付けする場合は「○」を記入してください。

【高収益作物定着促進支援開始年】  
高収益作物定着促進支援の対象ほ場は支援開始年を記入してください。

【うち加工・業務用】  
加工・業務用の野菜・果樹で高収益作物定着促進支援に取り組む場合は○を記入してください。

なお、輪作で高収益作物定着促進支援に取り組む場合は備考欄に「輪作」と記入してください。

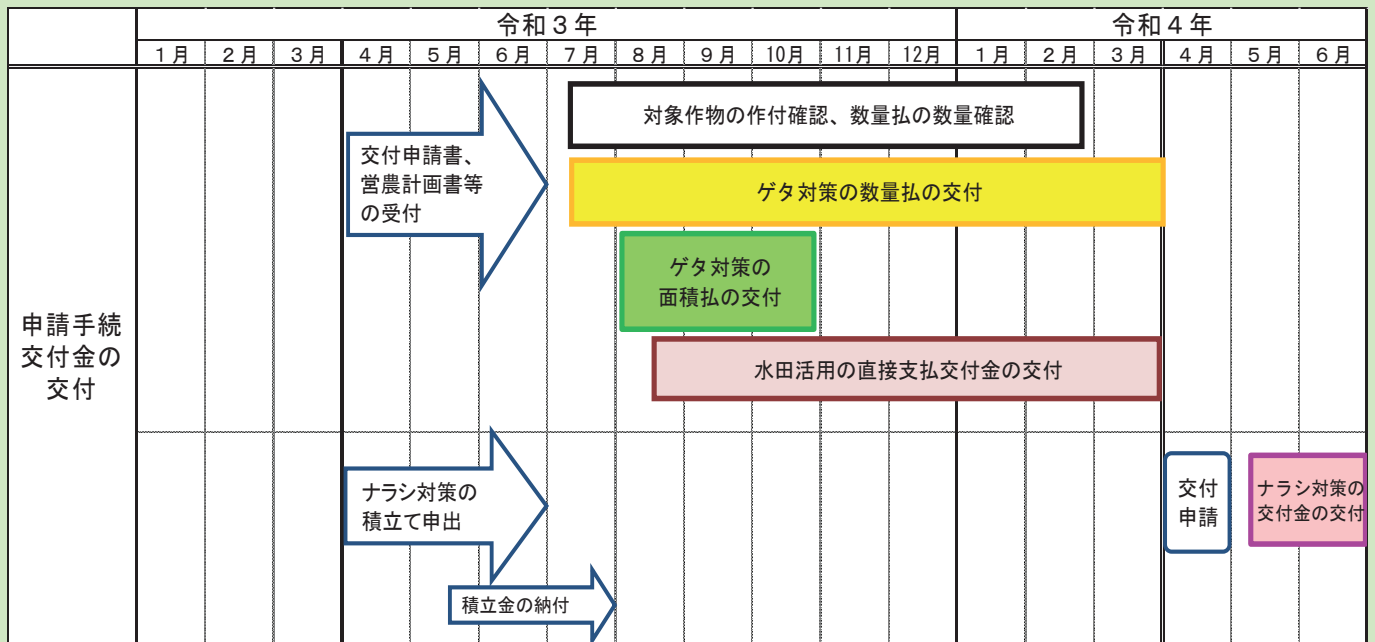
ただし、高収益作物畑地化支援に取り組む場合は、畑地化取組後であっても、  
【不作付地の改善計画】  
平成29年度までに「調整水田等の不作付地の改善計画書」を提出された方は、「調整水田等の不作付地の改善計画書」に記載した「達成予定年」を記入し、備考欄にその旨記入してください。

【水田リノベ事業（R2補正）対象】  
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R2補正事業）に取り組む場合は○を記入してください。

※2 青刈り稲には、飼料作物以外のわら専用稲等を含む。  
交付金関係の高収益作物は、園芸作物のうち、産地交付金の支払対象（見込みとなっている面積を記入する。）

# 10 交付金の交付スケジュール

## (1) 交付金に関するスケジュール（予定）



## (2) 交付申請書・営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、6月30日までに、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）へ提出してください。  
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）に加入される方は、同時期までに加入申請（積立て申出）を行った上で、7月31日までに積立金を納付することになります。

## (3) 交付金の交付時期（予定）

- |                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）        |                 |
| ア 面積払                      | : 生産年 8月 ~ 10月頃 |
| イ 数量払                      | : 生産年 7月 ~ 3月頃  |
| ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） | : 生産年翌年5月 ~ 6月頃 |
| ③ 水田活用の直接支払交付金             | : 生産年 8月 ~ 3月頃  |

注：上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。

## (4) 交付金の交付に当たって確認する書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類（当年産の出荷・販売伝票の写し等）及び農産物検査の結果がわかる書類の提出が必要です。

注：令和3年産から、農産物検査の結果がわかる書類を「品質区分と同等のものであることを示す資料（ゲタ対策）」や「助成対象の米穀として販売された数量を確認できる資料（ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金のうち加工用米・飼料用米・米粉用米）」に代えることが可能です。

注：新市場開拓に向けた水田リノベーション事業及び麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトの申請期間等は都道府県や地域農業再生協議会等にお問い合わせください。



# 11 本対策に加入する農業者の皆様へ

経営所得安定対策等交付金に申請される方は、次の事項を良くお読みになり、本対策における適正な交付金の交付にご協力をお願いいたします。

## (1) 立入調査の実施等について

経営所得安定対策等において、交付金が適正に交付されているか等の確認を行うために、国の職員が、現地に出向き申請書類や現地ほ場等の調査を実施しています。

**関係書類等は交付申請を行った翌年度から5年間大切に保存していただき、調査へのご協力をお願いいたします。**

### ① 調査の種類

- 定期点検調査・・・営農計画書どおりに作付されているか、作物の生育状況等を確認します。
- 特別調査・・・関係機関等から提供された情報について、さらに詳細な調査を行う必要がある場合に行います。

### ② 調査の内容（定期点検調査）

対象者が交付申請した全ての交付金を対象に以下の調査を実施

- 営農計画書に係る調査  
営農計画書どおりの作付か、適切な生産が行われているか等について確認
- 産地交付金に係る調査  
産地交付金が適正に支払われているか等について確認
- 出荷・販売等に係る調査
  - ・ 対象畑作物（原料）の加工品を製造・販売しているか等を確認
  - ・ 申請数量（ナラシ）に交付対象外米穀（種子用、用途限定米穀等）の数量が含まれていないか等を確認

### ③ 調査結果後の対応

調査した結果、**誤っているものについては**、面積等を修正し、交付金額の再計算を行った上で、**交付金の返還等の手続きを行います。**

また、**本調査の拒否、故意的な違反行為を行っていた場合は、直ちに、交付金を返還していただきます。**

## (2) 適切な生産の徹底について（捨てづくりの防止）

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

- ① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。
  - 新市場開拓用米、加工用米  
当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
  - 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米  
交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値（※15ページ参照）から150kg/10aを差し引いた値に満たない
  - その他の作物（ゲタ対策の面積払の交付申請が行われているものを除く）  
近傍ほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断される
  - ゲタ対策の面積払の交付金  
交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収（市町村ごと）の1/2に満たない
- ③ 自然災害等の合理的な理由がないなど、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は、返還していただきます。

## (3) 農業者年金との重複申請防止について

－ すでに経営移譲をしている方と、これから経営移譲する方へ －

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している（受給することとなった）方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできませんので、移譲された方の名義で申請する必要があります。

農業者年金に関することは、市町村農業委員会にお問い合わせください。

## (4) 農業経営の承継等について

交付申請書等を提出した後、以下の事由により申請者に変更が生じた場合、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、相続若しくは、農業経営の承継等に関する手続きを行ってください。

- ① 相続：当初申請者が死亡し、後継者が相続する場合等
- ② 合併：複数の組織等が合併し、新たに組織を設立する場合等
- ③ 経営移譲：農業経営を他の者に移譲する場合等
- ④ 法人化：集落営農が法人化する場合等

その他承継等の手続きに関することは、お近くの地域農業再生協議会又は地方農政局等にお問い合わせください。

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の建物・機械等の取得）を図る取組を支援します。

## 特例措置の内容

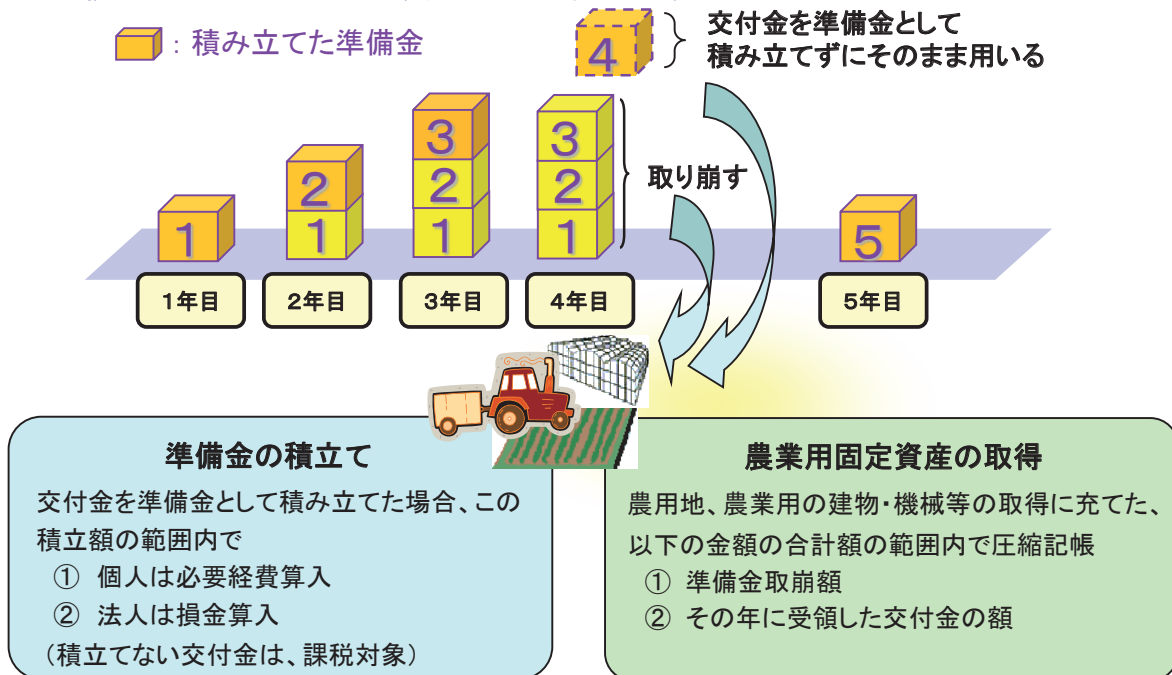
- 認定農業者・認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳<sup>※1</sup>できます。

注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳<sup>※2</sup>し、青色申告により確定申告（初年は税務署に事前に届出）をする必要があります。

※1 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法です。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

### (例) 3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



注: 積み立てた翌年(度)から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となります。ただし、算入された年(度)内に対象固定資産を取得すれば、必要経費(損金)に算入できます。(H27年に積み立てた準備金は、R3年に5年を経過し、R3年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。)

### 準備金の対象となる交付金

以下の交付金の交付を受けた場合に準備金を積み立てることができます。

- 経営所得安定対策の交付金(畑作物の直接支払交付金及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金)
- 水田活用の直接支払交付金

※ 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業は、本制度の対象外です。



- 令和4年度から、対象者の要件に「人・農地プランの中心経営体であること」が追加されます。ご自身が中心経営体に位置付けられているか確認が必要な場合や、中心経営体に関することについては、市町村にお問い合わせください。
- 農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。証明申請手続については、お気軽に地方農政局等にお問い合わせください。

## 収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



## 【加入できる方】

**青色申告を行っている農業者(個人・法人)**

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 加入申請時に、青色申告実績(簡易な方式を含む)が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

## 【対象収入】

**農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体**

- ※ 簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※ 一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

## (1) 補てんの仕組み

- 保険期間の収入が**基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)**を下回った場合に、**下回った額の9割を上限に補てん**します。

- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。
- ※ 保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

- 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)

- ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%(50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、**保険金の受取がない方は、保険料率が段階的に下がっていきます。**
- ※ 積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、**補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。**
- ※ 税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。



## ① 基本のタイプ

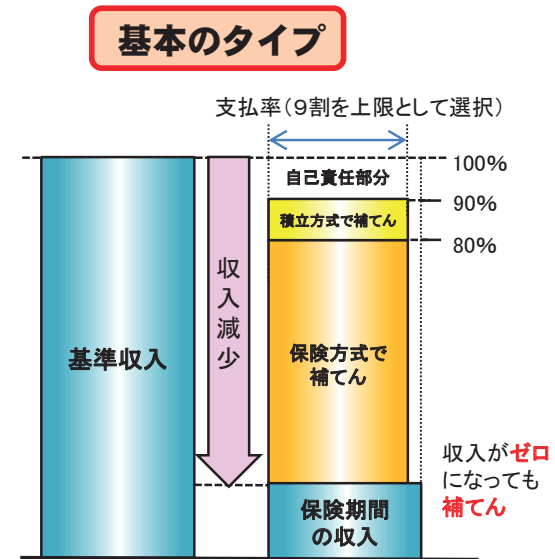
保険方式(掛捨て)と積立方式(掛捨てではない)の組み合わせができます。

**基本のタイプ**では、

例えば、基準収入1,000万円の場合、  
 保険方式の保険料7.8万円、  
 積立方式の積立金22.5万円、  
 付加保険料2.2万円で、  
**最大810万円の補てん**が受けられます。

保険期間の収入がゼロになったときは、  
**810万円(積立金90万円、保険金720万円)の補てん**  
 が受けられます。

- ※ 保険料には50%、積立金には75%、  
 付加保険料には50%の国庫補助があります。  
 積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払(最大9回)や  
 制度資金の活用ができます。



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

## ② 保険料の安いタイプもあります！

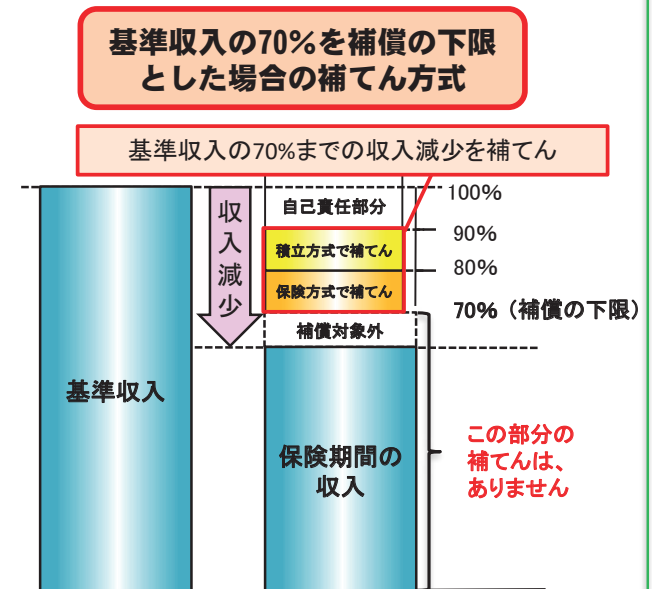
保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

※ **補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択**できます。

**基準収入の70%を補償の下限**とすると、

例えば、基準収入が1,000万円の場合、  
 保険料4.4万円(基本のタイプより約4割安い)、  
 積立金22.5万円、  
 付加保険料1.9万円で、  
 保険期間の収入が700万円になったときは、  
**180万円(積立金90万円、保険金90万円)の補てん**  
 が受けられます。

ただし、700万円を下回った分の補てんはあ  
 りません。



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

## (2) 無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中**であっても、  
 自然災害や価格低下等により、**補てん金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から、  
**無利子のつなぎ融資**を受けることができます。

### (3) 新型コロナウイルス特例について

収入保険において、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の収入が減少した場合であっても、翌年の基準収入(過去5年間の平均が基本)に影響しない特例を設けます。

具体的には、令和元年以前の収入を用いて、令和2年の収入(単位面積当たり収入)を調整し、過去5年間の平均収入を補正します。

- ※ 個人は令和2年の収入を補正し、法人は令和元年又は2年の事業年度のいずれかの収入を補正できます。
- ※ 令和3年の基準収入は、「令和3年の見込収入金額」も加味して決定します。
- ※ 継続加入を前提に、向こう5年間、補正した令和2年の収入を基準収入の算定に用います。

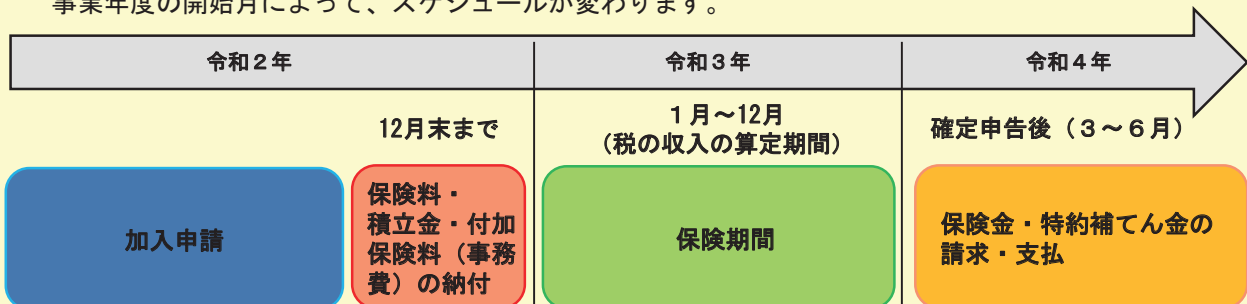
### (4) 野菜価格安定制度との同時利用について

令和3年1月から当分の間、初めて収入保険に加入される方は、最初の1年間に限り、収入保険と野菜価格安定制度(野菜価格安定対策事業)を同時利用することができます。

- ※ 収入保険と野菜価格安定制度を同時利用される方には、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払っていただきます。
- ※ 収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金の計算上、その金額を控除します。

#### <加入・支払等手続のスケジュール>

- ※ 保険期間が令和3年1月～12月の場合のイメージです。
- ※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払もできます。  
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)を受けることができます。



収入保険について、補償内容、シミュレーション(試算)など詳しいことは、最寄りの**農業共済組合**までお問い合わせください。

#### 【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html> (全国農業共済組合連合会ホームページ)

※ 収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会(NOSAI全国連)のホームページでご覧になれます。



収入保険 NOSAI



検索

経営所得安定対策等の対象作物について、自然災害リスクをカバーしたい方には、農作物共済と畑作物共済があります。

【対象品目】

農作物共済 水稲、陸稲、麦

畑作物共済 ばれいしょ、大豆、てん菜、そば

〔このほか、小豆、いんげん、さとうきび、茶(一番茶)、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭も対象に含みます。〕

※このほか、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済があります。

【補償対象となる事故】

風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害及び鳥獣害

【補償期間】

移植期(直播の場合は発芽期)から収穫期

## 補償内容

- 以下のメニューから、農業者が選択できます(品目ごとに選択できるメニューが異なります)。

全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が9割(そばは8割)を下回った場合
半相殺方式	農業者ごとに、収穫量が8割を下回った場合
地域インデックス方式	農業者ごとに、補償対象となる事故が発生した場合であって、地域の統計データによる収穫量が9割を下回った場合
災害収入共済方式	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額が9割を下回った場合
一筆方式 (本年産限りで廃止)	ほ場ごとに、収穫量が7割を下回った場合

- 水稲、陸稲及び麦においては、加入者の選択により、ほ場ごとに一定以上の被害が見込まれる場合に共済金を受け取れる特約を追加することができます。(一筆半損特例)
- 危険段階別共済掛金率により、掛金は農業者ごとの共済金の受取実績に応じて決定され、共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

### 試算例(10a当たり)

	水稲 (全相殺方式)	麦 (災害収入共済方式)	大豆 (全相殺方式)
農業者が支払う共済掛金	573円	1,865円	1,731円
収穫量が50%減少した場合に支払われる共済金	3.6万円	2.3万円	1.9万円
収穫量が皆無になった場合に支払われる共済金	8.1万円	5.3万円	4.3万円

※掛金の原則50%(大豆は55%)を国が補助します。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

### ○ 収穫後の自然災害等への備えとして!

令和元年度は台風・大雨による災害で、収穫後に倉庫に保管していた農産物が浸水し、大きな被害が生じました。こうした被災に備えて以下のような保険に加入することが重要です。

収入を補償・・・収入保険(詳細は36~38ページを参照)

財産を補償・・・農業共済組合の**保管中農産物補償共済又は建物共済**(収容農産物補償特約)、民間保険会社の事業者向けの火災保険等



農業共済について、詳しいことは、  
下記URLから、お近くの**農業共済組合**までお問い合わせください。

【各地域の農業共済組合(NOSAI)連絡先一覧】

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/contact.html> (農林水産省ホームページ)

### 3 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

農林水産省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント」と「事業継続」の2種類のシートがあり、「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で簡易的な農業版BCPが作成できるようになっています。

## チェックをしてみましょう！

### ① チェックリストによる確認

#### ○ チェックリスト「リスクマネジメント」

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

(項目の例)

- MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？

#### ○ チェックリスト「事業継続」

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

- 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？

### ② 農業版BCPの作成

チェックリストの各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、BCPが作成されます。

### ③ 定期的・継続的な見直し

BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分か確認しましょう。

リスクマネジメント編		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト			評価		
事業名称		分類	番号	質問内容	YES	NO	(評価) 評価
リスクの把握		リスクの把握	1	自身の事業における、自然災害、その他のリスク(新型コロナウイルス感染症)とその影響について考えたいことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(0/100) 0%
			2	自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(0/100) 0%
			3	新型コロナウイルス感染症について、「事業継続における新型コロナウイルス感染症発生時の対応策の事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを確認したことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(0/100) 0%
リスクへの対応		リスクへの対応	1	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(0/100) 0%
			2	地方自治体等を通じて提供される危機情報等の取組を確認していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(0/100) 0%
			3	事業の防災対策、緊急時等について、「農業技術の基本指針」等のマニュアルの研修、研修の受講などを通じて知識を身につけていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(0/100) 0%
			4	災害時の帰宅に備え、非常用電源などを確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(0/100) 0%
			5	防護施設、非常用電源等の施設・設備の保守点検、また輸入した飼料の確保や種苗等の防災対策をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(0/100) 0%
			6	農水産物の保管点検、また輸入した飼料の確保や種苗等の防災対策をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(0/100) 0%
			7	トラクターやコンバイン等の農業機械や各種農機具などを被災に備えるための避難場所を確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(0/100) 0%
			8	輸入飼料の供給内容を理解するとともに加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(0/100) 0%

農業版事業継続計画書			
事業名	2021年4月1日	2021年4月15日	2022年4月1日
1. 基本方針	緊急事態発生時には、以下の基本方針に準拠対応する。 人命を守る 取引先への迷惑の回避を行うようにする(次の供給責任を果たす) 従業員を守る		
2. 業務継続と目標復旧時間	以下の業務の復旧を優先し、目標復旧時間の復旧を目指す。 業務管理・設備 24時間以内		
3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応(代替手段等)	影響が大きい 影響なし 復旧できない 復旧が困難 復旧が容易 復旧が困難 復旧が容易		
4. 事前対策の実施状況	〇〇の準備 〇〇の準備 〇〇の準備		

※ チェックリスト及び農業版BCPの写真はイメージです。

BCP(事業継続計画)とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、**中核となる事業を継続**させたり、**可能な限り短時間で事業を復旧**させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のことです。BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、**自然災害への備え**となるだけでなく、**平常時における自らの経営の見直し、改善**にも繋がります。



チェックリスト、農業版BCPは、**農林水産省ホームページ**に掲載しています。

【農林水産省 事業継続計画BCP】

[https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff\\_bcp.html](https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html) (農林水産省ホームページ)

▶ 農業版BCP 農水省

🔍 検索



# Ⅲ

## 需要に応じた生産・販売

生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するかなどを自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指します。

### (1) 米政策の基本的な考え方

- 平成30年産から、行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産者自らの経営判断により需要に応じた生産・販売が行われるようにしました。
- 農林水産省としては、
  - ① 事前契約・複数年契約による安定取引の推進
  - ② 麦・大豆や野菜・果樹、輸出用米、加工用米、米粉用米、飼料用米など需要のある作物や主食用米以外の米への転換に対する支援による水田フル活用
  - ③ 需給見通し等について、各県の地域再生協議会等を集めた全国会議の回数を増やしているなど、一層こまめできめ細かな情報提供などにより、産地・生産者が、消費者・実需者のニーズを的確につかみ、どのような水田農業を進めていくのかしっかりと判断できるような環境整備に努めてまいります。

### (2) 全国の需給見通し

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和2年11月5日公表）

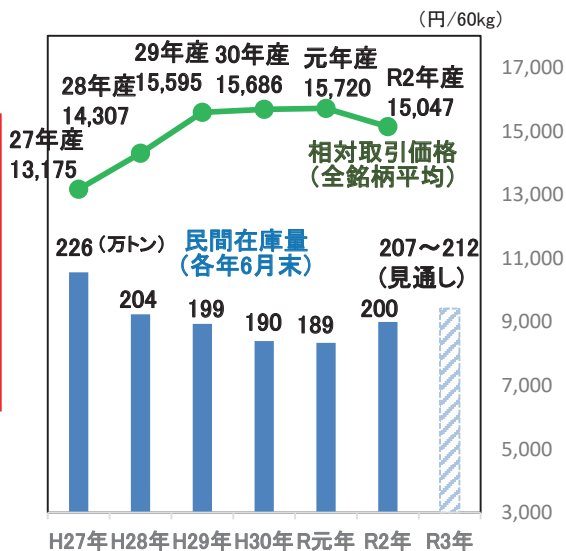
○ 令和3/4年の需給見通しについて、令和3年産の主食用米等生産量は693万トンと設定されました。

令和2/3年及び令和3/4年の主食用米等の需給見通し

		(単位：万トン)	
令和2/3年	令和2年6月末民間在庫量	A	200 (確定値)
	令和2年産主食用米等生産量	B	723 (10/15現在 予想収穫量)
	令和2/3年主食用米等供給量計	C=A+B	923
	令和2/3年主食用米等需要量	D	711 ~ 716
	令和3年6月末民間在庫量	E=C-D	207 ~ 212

		(単位：万トン)	
令和3/4年	令和3年6月末民間在庫量	E	207 ~ 212
	令和3年産主食用米等生産量	F	693
	令和3/4年主食用米等供給量計	G=E+F	900 ~ 905
	令和3/4年主食用米等需要量	H	705
	令和4年6月末民間在庫量	I=G-H	195 ~ 200

【参考】 相対取引価格と民間在庫量の推移



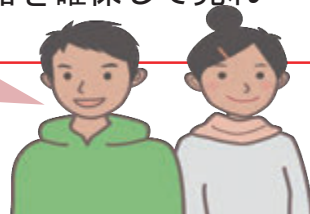
注：相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月（元年産は令和2年8月、2年産は令和2年11月）までの通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

### (3) 事前契約の取組の推進

#### 今こそ、事前契約が大切です!

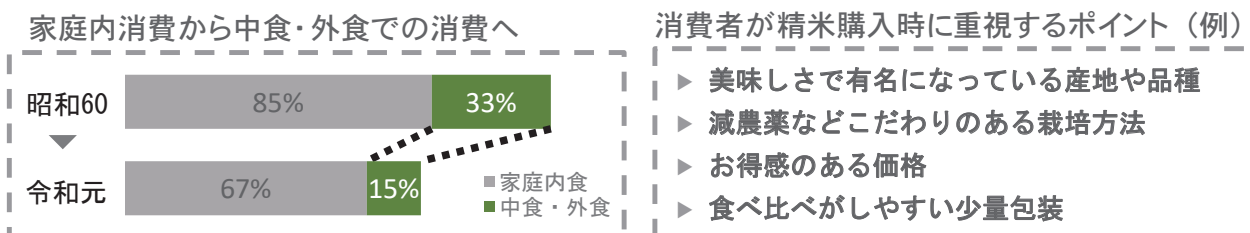
- 主食用米の国内消費量の減少は、人口減少により今後も続きます。
- 単純に前年と同じ量を生産するだけでは、市場で「売れ残り」が発生します。
- こうした状況下で産地が取り組むべきことは、あらかじめ販路を確保して売れ残りを発生させないことです。

計画的な生産を行う  
重要性が高まっているんだね



#### 消費者が求めるニーズをつかみましょう!

- 主食用米の消費量が減少している一方、消費者ニーズの多様化が進んでいます。



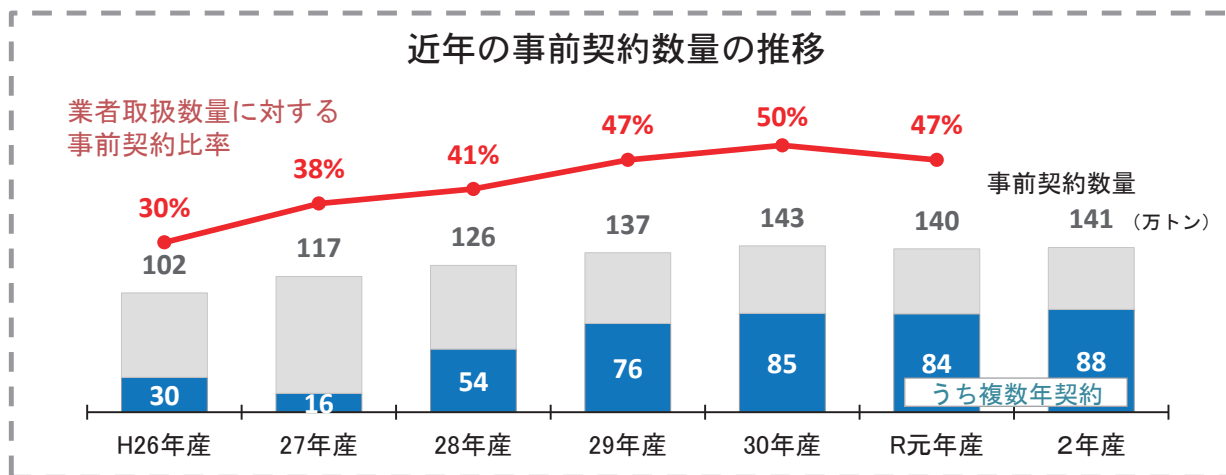
- 多様化するニーズの中で「売れ残り」を発生させないためには産地では、各流通段階の事業者の意向を適切にキャッチし、生産に反映することが大切です。

#### 安定取引を可能とする有効な手法が事前契約です!



#### 全国的事前契約取組状況

- 近年では事前契約の取組が全国的にも広がっており、各産地において安定取引に向けた取組が着々と進められています。



資料: 農林水産省「米穀の取引に関する報告」(年間取引数量5,000トンの以上の集出荷業者)

## (4) 需給・価格情報等に関する一層きめ細かな情報提供

- 各産地において、翌年産の主食用米等の作付を的確に判断できるよう、需給・価格、販売進捗・在庫情報等を取りまとめた「米に関するマンスリーレポート」を毎月上旬に発行。

米に関するマンスリーレポート  
(令和2年12月号)



### 「米に関するマンスリーレポート」目次

- 特集記事
  - I 米の在庫情報
  - II 米の契約・販売情報
  - III 米の価格情報
  - IV 消費の動向
  - V 輸出入の動向
  - VI 主食用米以外の動向
  - VII 作柄概況

### ○ 産地別民間在庫量の推移

各産地別、出荷・販売段階別の在庫量を、毎月調査・公表

	2年			
	7月	8月	9月	10月
出荷+販売段階	113.9	84.6	141.8	354.2
	2年産米		85.0	303.0
1年産米(元年度)	109.0	80.6	53.4	48.4
	86.4	60.6	112.6	278.5
出荷段階			72.6	252.6
	2年産米		39.0	25.1
1年産米(元年度)	85.0	59.5	39.0	25.1
	27.6	23.9	29.2	75.6
販売段階			12.4	50.4
	2年産米		14.3	23.3
1年産米(元年度)	24.0	21.1	14.3	23.3

### ○ 相対取引価格・数量

全国118産地品種銘柄の相対取引価格・数量を、毎月調査・公表

産地	品種銘柄	価格		数量		相対取引		相対取引		相対取引		相対取引		
		2年産米(2年11月)	2年産米(2年11月)	2年産米(2年10月)	2年産米(2年10月)	2年産米(2年11月)	2年産米(2年11月)	2年産米(2年10月)	2年産米(2年10月)	2年産米(2年11月)	2年産米(2年11月)	2年産米(2年10月)	2年産米(2年10月)	
北海道	ななつづし	15,444	8,238	15,176	102%	15,838	98%	14,507	64%	15,185	61%	15,206	15,872	96%
北海道	ゆめぴりか	17,447	7,840	17,479	100%	16,826	104%	8,807	88%	7,495	94%	17,417	16,801	104%
北海道	きらら397	15,133	1,510	15,114	100%	15,340	99%	2,559	59%	3,591	62%	15,096	15,437	98%
青森	ほっぺん	13,388	3,792	13,751	97%	14,741	91%	4,635	82%	10,834	38%	13,584	14,715	92%
青森	つがるのマン	13,816	2,176	14,205	96%	15,097	90%	1,782	12%	3,211	68%	13,918	15,072	92%

※ 価格については、相対取引価格のほか、スポット取引価格、小売価格(POSデータ)を掲載

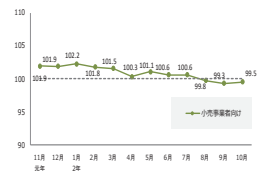
### ○ 仕向先別の販売価格・数量

米の販売事業者に対し、「小売事業者」「中食・外食事業者等」別の精米の販売価格・数量を、毎月調査・公表

販売数量の動向(対前年比)

販売価格の動向(前年同月比)

	2年	8月	9月	10月
小売事業者向け	105%	102%	103%	
中食・外食事業者等向け	85%	89%	92%	
販売数量計	95%	96%	98%	



## (5) 米穀周年供給・需要拡大支援事業で産地の自主的な取組を支援

- 需要に応じた生産が行われたとしても、豊作等により需給緩和が生じる可能性があることから、産地ごとにあらかじめ生産者等が積立てを行った上で、自主的に長期計画的な販売や輸出など他用途への販売を行う場合に支援する米穀周年供給・需要拡大支援事業を措置しています。
- また、業務用米及び輸出用米への安定取引の拡大に向けて、産地と中食・外食の実需者等とのマッチングを推進しています。

### 全国事業

産地と中食・外食事業者等との安定取引に向けたマッチングの取組を支援(定額)  
民間団体が行う業務用米及び輸出用米の生産・流通の拡大に向けたセミナー、  
展示商談会を支援  
→生産者と実需者の連携(マッチング)促進による安定供給の拡大



### 産地

- 生産者等
- 生産者等
- 生産者等

拠出  
拠出  
拠出



定額、  
1/2以内  
(※)



国

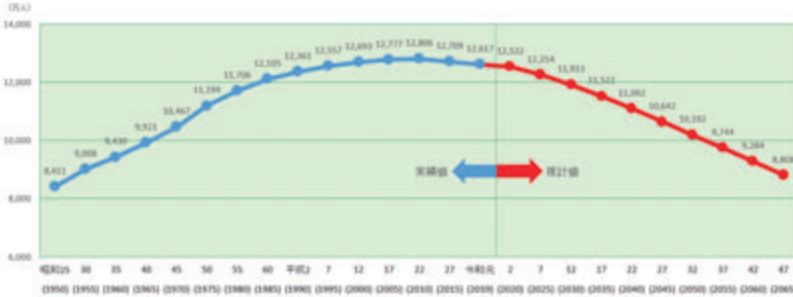
### 産地自らの自主的な取組 主食用米の

- ① 周年安定供給のための長期計画的な販売
  - ② 輸出向けの販売促進等
  - ③ 業務用向け等の販売促進等
  - ④ 非主食用への販売
- (※) 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

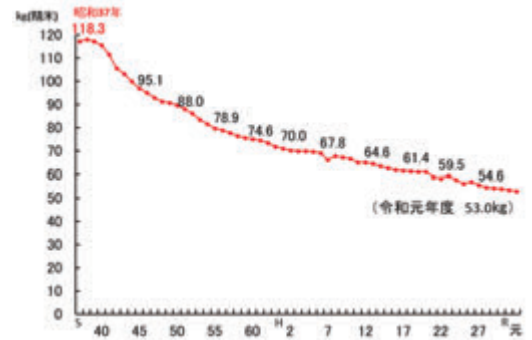
## (6) コメ海外市場拡大戦略プロジェクトでコメ輸出拡大を目指します！

- 国内では、コメの消費減に加えて、2010年をピークに人口減少の局面に入っていることから、年間需要量は毎年8～10万トンずつ減少してきていますが、海外に目を転じれば、日本食レストラン数は増加傾向にあるなど、日本食のマーケットは世界で広がりつつあります。
- このような中、コメについても新たな海外需要開拓を図っていくことが喫緊の課題となっています。

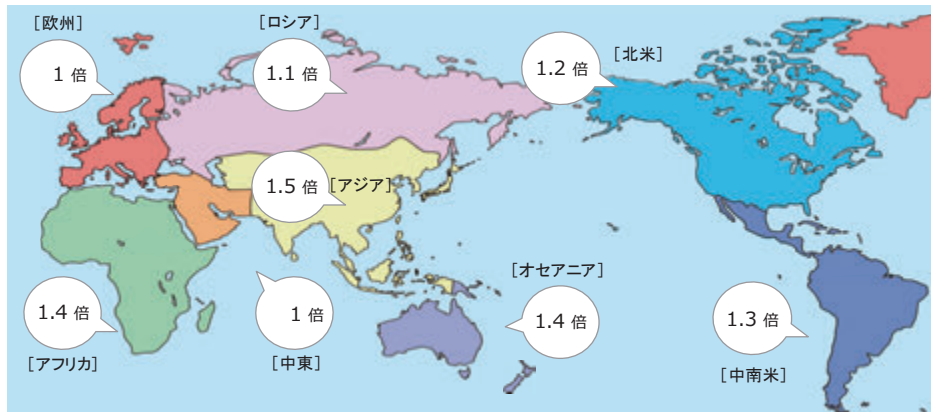
### ●日本の総人口推移と将来推計



### ●コメの一人当たり消費量



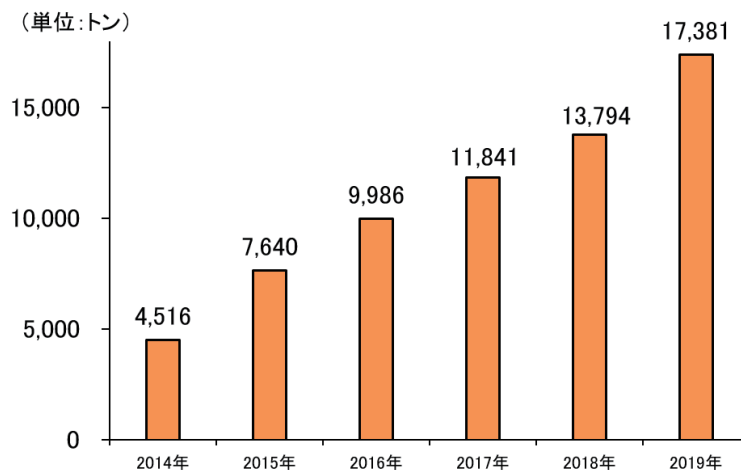
### ●世界の日本食レストラン数



地域別の日本食レストラン数	地域	欧州	アフリカ	ロシア	中東	アジア	オセアニア	北米	中南米
平成29年	約	12200	約 350	約 2400	約 1000	約 69300	約 2400	約 25300	約 4600
令和元年	約	12200	約 500	約 2600	約 1000	約 101000	約 3400	約 29400	約 6100

- このような中、輸出事業者による需要開拓の結果、近年、コメの輸出は大幅に増加してきました。中には、千トン規模で日本産米を取り扱うチェーン店も出てきています。

### ●コメの輸出実績



### ●多量に日本産米を使用している外食チェーンの例



華御結  
(香港)

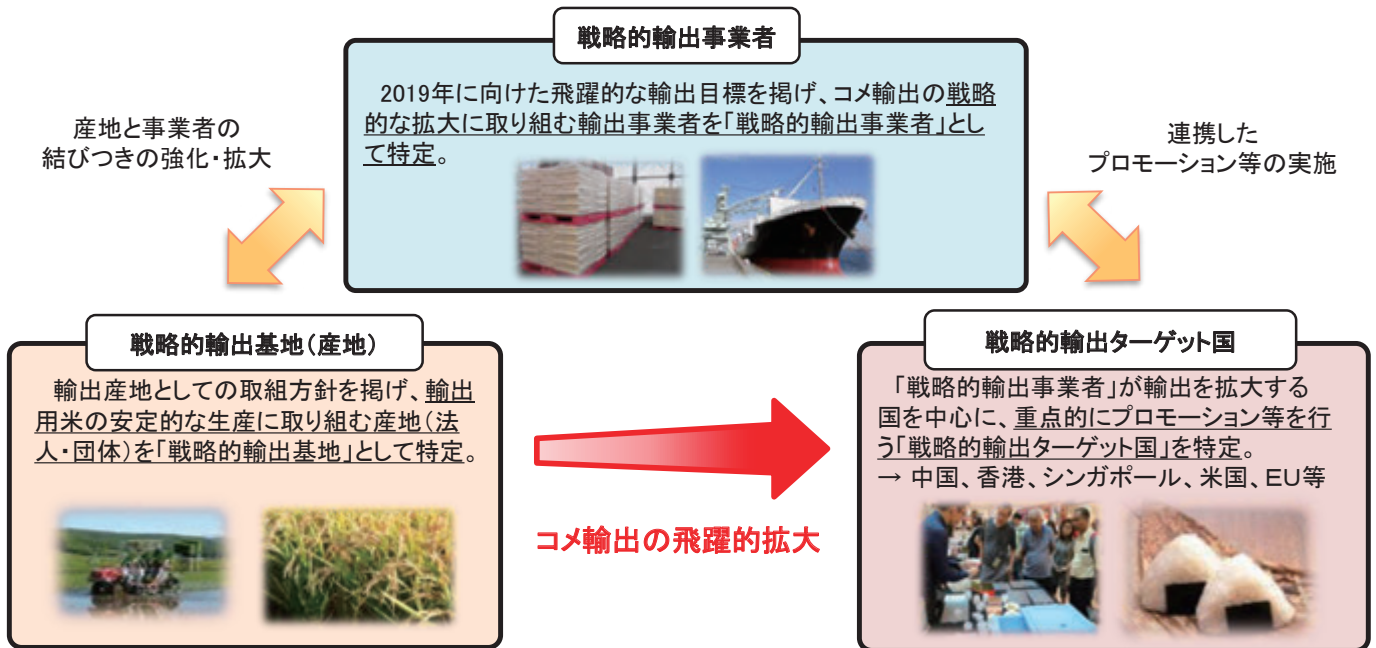


元気寿司  
(香港)



- 農林水産省では、平成29年9月に「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、戦略的に輸出に取り組む関係者を「戦略的輸出事業者」「戦略的輸出基地(産地)」として特定し、連携して取り組む海外需要開拓のための具体的な取組を後押ししています。

●コメ海外市場拡大戦略プロジェクトについて



輸出事業者による取組事例1: ロシアの現地系スーパーマーケットでの試食販促

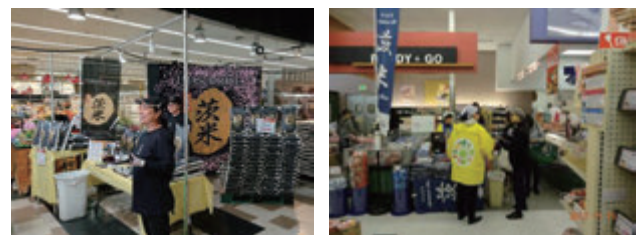
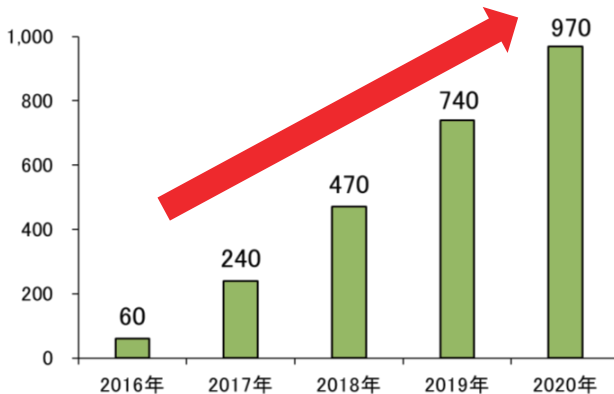
ロシアのスーパーマーケットが販売する寿司向けに日本産米を供給。惣菜スタッフに炊飯方法、握り方等も指導し、品質の維持も図ったほか、輸出事業者が行う試食プロモーションには産地が同行、海外の実需について輸出事業者と認識共有が図られたことにより生産意欲の向上にも寄与。プロモーションの実施により、同スーパーにおける日本産米の使用量は増加。日本産米の輸出は、60トン(2019年)→150~60トン(2020年)に増加見込み。



輸出事業者による取組事例2: 産地と連携した需要開拓

茨城県の生産者が輸出用米の作付→集荷→輸出まで自ら取り組むべく「茨城県産米輸出推進協議会」及び輸出商社の「百笑市場」を設立。多収品種の導入により販売価格の引き下げと農家収益の確保の両立を図っている。当初、協議会の参加人数は8人であったが、2020年には76人まで拡大。輸出用米の供給量は970トン(2020年)まで増加し、将来は3,000トン以上の需要に対応する見通し。

●輸出用米の生産数



アメリカでの生産者同行試食販売の様子

# Ⅳ

## 申請手続の電子化

農林水産省では、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス(通称:eMAFF)を構築しました。経営所得安定対策等の申請手続もeMAFFを活用します。

### (1) 申請手続の電子化の概要

経営所得安定対策等の申請手続は紙媒体で行われていますが、電子化により、申請者の申請に係る負担や地域農業再生協議会のデータ入力等に係る負担軽減、集計データの活用等が可能となります。

#### 期待される効果(以下の作業が省力化・削減されます)

##### 農業者(申請者)



- 手書きによる書類作成
- 申請書類や添付書類提出のための外出

##### 地域農業再生協議会



- 申請書の配布・回収・データ入力等
- 現地確認後のデータ再入力
- データの集計・報告

### (2) 申請手続の電子化スケジュール

令和元年度から、一部の地域において、eMAFFを実際に用いた電子申請の実証とeMAFFの試行的運用を行ってきました。令和3年度からは本格運用に移り、順次対象地域を拡大します。

対象地域となるためには、協議会は前年度の営農計画書データをeMAFFに移行する必要があります。また、審査を行う協議会担当者にIDを付与する必要がありますので、eMAFFの利用を希望する協議会は、最寄りの地方農政局等にご相談ください。(対象地域外の農業者も、希望する場合はeMAFFによる電子申請が可能となるよう、体制を整備します。)

#### 令和2年まで、一部地域で 試行的運用

- 共通申請サービスを利用し、農業者が実際に電子申請。
- 実証により得られた意見等を踏まえて、より使いやすいシステムを構築。

#### 令和3年以降、対象地域を 順次拡大(本格運用)

- 令和3年度中に、農業者が希望すれば電子申請できるよう整備。
- 順次、eMAFFに対応する地域農業再生協議会を拡大。(令和7年度までに完了予定)

※共通申請サービスが開始されても紙での申請は可能です。

## 電子申請を希望する皆様へ

経営所得安定対策等の申請をご自宅のパソコンやスマートフォン等で行うためには、以下の手順に沿ってIDを登録いただく必要があります。電子申請を希望される場合は、最寄りの地域農業再生協議会にお問い合わせください。

### ①はじめに

最初に、**gBizID**を登録します。以下のサイトにアクセスし、必要事項を記入の上、**gBizID**を登録してください。

gBizIDホームページ  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



### ②つぎに

gBizIDを用いて**eMAFF**へアクセスします。必要事項を記入の上、eMAFFで利用する申請者用のIDを登録してください。

共通申請サービス  
<https://e.maff.go.jp/>



### ③さいごに

eMAFFへのID登録を行った後、身分証明書をもって、最寄りの地域農業再生協議会にお越しくください。**本人確認**が終了次第、eMAFFの利用が可能となります。



### 必要なものチェックリスト

- パソコンやスマートフォン、タブレット等インターネットに接続できる端末
- インターネット環境
- 身分証明書

### こんな農業者におすすめ！

- 何枚も申請書を書くのが面倒。
- 申請書を提出しに外出するのが面倒。
- 申請データを営農ソフトに活用できないか。

電子申請で解決！

# 問い合わせ先一覧（地方農政局等）

農政局等	問い合わせ先	連絡先(電話番号)
北海道農政事務所	札幌地域拠点地方参事官室	011-330-8822
	函館地域拠点地方参事官室	0138-38-9007
	旭川地域拠点地方参事官室	0166-30-9303
	釧路地域拠点地方参事官室	0154-99-9047
	帯広地域拠点地方参事官室	0155-24-2402
	北見地域拠点地方参事官室	0157-23-4172
東北農政局	青森県拠点地方参事官室	017-777-3512
	岩手県拠点地方参事官室	019-624-1129
	宮城県拠点地方参事官室	022-221-1105
	秋田県拠点地方参事官室	018-862-5720
	山形県拠点地方参事官室	023-622-7247
	福島県拠点地方参事官室	024-534-4157
関東農政局	茨城県拠点地方参事官室	029-221-2186
	栃木県拠点地方参事官室	028-633-3315
	群馬県拠点地方参事官室	027-221-2685
	埼玉県拠点地方参事官室	048-740-5866
	千葉県拠点地方参事官室	043-224-5617
	東京都拠点地方参事官室	03-5144-5258
	神奈川県拠点地方参事官室	045-211-7176
	山梨県拠点地方参事官室	055-254-6016
	長野県拠点地方参事官室	026-234-5575
	静岡県拠点地方参事官室	054-200-5500
北陸農政局	新潟県拠点地方参事官室	025-228-5290
	富山県拠点地方参事官室	076-441-9307
	石川県拠点地方参事官室	076-203-9140
	福井県拠点地方参事官室	0776-30-1619

農政局等	問い合わせ先	連絡先(電話番号)
東海農政局	岐阜県拠点地方参事官室	058-271-4407
	愛知県拠点地方参事官室	052-763-4552
	三重県拠点地方参事官室	059-228-3199
近畿農政局	滋賀県拠点地方参事官室	077-522-4274
	京都府拠点地方参事官室	075-414-9084
	大阪府拠点地方参事官室	06-6941-9657
	兵庫県拠点地方参事官室	078-331-9951
	奈良県拠点地方参事官室	0742-36-2981
	和歌山県拠点地方参事官室	073-436-3832
中国四国農政局	鳥取県拠点地方参事官室	0857-22-3256
	島根県拠点地方参事官室	0852-25-4490
	岡山県拠点地方参事官室	086-233-1577
	広島県拠点地方参事官室	082-228-9483
	山口県拠点地方参事官室	083-922-5255
	徳島県拠点地方参事官室	088-622-6132
	香川県拠点地方参事官室	087-883-6503
	愛媛県拠点地方参事官室	089-932-6989
	高知県拠点地方参事官室	088-875-2151
	九州農政局	福岡県拠点地方参事官室
佐賀県拠点地方参事官室		0952-23-3136
長崎県拠点地方参事官室		095-845-7123
熊本県拠点地方参事官室		096-211-9336
大分県拠点地方参事官室		097-532-6134
	宮崎県拠点地方参事官室	0985-22-3184
	鹿児島県拠点地方参事官室	099-222-7591
	沖縄総合事務局農林水産部経営課	098-866-1628

■本パンフレットや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、  
農林水産省政策統括官付 経営安定対策室 (Tel:03-6744-0502) へ

お気軽に、無料電話相談

フリーダイヤル

0120-38-3786

受付時間：平日9:00～17:00 自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

サア ミナハイロー

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。  
左記以外にも、最寄りの地方農政局等（問い合わせ先一覧のとおり）、地域農業再生協議会（市町村、JA等）までお気軽にご連絡ください。

※ 経営所得安定対策に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。

[経営所得安定対策](#)

[検索](#)